## 「業界毎に重要な人権課題(第十三版)(案)」に対する意見の募集について

2024年10月1日 ニッポンCSRコンソーシアム

ニッポンCSRコンソーシアムでは2012年9月より、様々な業種に属する企業やNPO/NGOの 方々、学識有識者の参加を得て、企業が関与する人権への負の影響の特定に向けた議論を行って参りました。

2024年の第13回目のステークホルダー・エンゲージメントプログラムは、国連環境計画金融イニシアチブ (UNEP FI) が策定した人権ガイダンスツール (Human Rights Guidance Tool) を引き続き活用して、「業界毎に重要な人権課題」の特定を行いました。2024年6月7日から8月7日迄で計8回に及ぶワークショップを実施し、本文書を纏めました。本コンソーシアムでは、自由闊達で、より深い議論を通じて、対話を促進するために、チャッタムハウスルールを適用しています。参加者は、自らが所属する組織に捉われることなく、参加者個人の見解に基づき策定を進めたことを、ここに明示しておきます。本文書の取り纏めに関する一切の責任は、ニッポンCSRコンソーシアムを運営する特定非営利活動法人経済人コー円卓会議日本委員会 (CRT日本委員会) にあります。

本文書はこの議論の結果を取り纏めたものであり、「業界毎に重要な人権課題(案)」と してここに開示し、下記の通り、皆さまよりご意見を募集いたします。

#### 1. 意見募集の対象

「業界毎に重要な人権課題(案)」

#### 2. 募集期間

(1) 意見募集期間

2024年10月1日から2024年10月31日

(2) 意見提出先・提出方法

以下の記入要領に従い、電子メールにて、ニッポンCSRコンソーシアム事務局(CRT 日本委員会内、info@crt-japan.jp)までご送付ください。なお、電話、FAX、郵送での送付及び匿名での意見はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。また、電子メールによる提出時のファイル形式は、添付2の意見記入用紙を活用してください。

(3) 記入要領

宛先:ニッポンCSRコンソーシアム事務局(CRT日本委員会内)

件名:「業界の人権課題」に対する意見 組織名および氏名: (部署名及び担当者名)

Emailアドレス・電話番号:

(4) 募集意見

以下についてのご意見を募集いたします。ご意見は、該当箇所が分かるように、対象業界、項目名等を明記の上、意見内容およびそのように考える理由について、できる限り具体的に記載ください。必要に応じて、添付の意見記入用紙をご利用ください。

- 1. 本文書に対して、感じたことや思われたことについて、自由にご意見ください。
- 2. 業界毎が特定した重要な人権課題についてご意見ください。
- 3. 最終報告書は2024年12月末に発行予定です。最終報告書を取り纏める際の形式 や手続き等について、ご意見ください。
- (5) 提出先及びお問い合わせ先

経済人コー円卓会議日本委員会内 ニッポンCSRコンソーシアム事務局

Tel: 03-5728-6365 E-mail: info@crt-japan.jp

## 3. ご意見の取り扱い

皆様からいただいたご意見につきましては、今後の取組みにおいて参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。ご提出いただきましたご意見については、住所、電話番号、FAX及びメールアドレスを除き、ご意見の内容、氏名および団体名等を経済人コー円卓会議日本委員会のWEBページ上にて後日公開する場合があります。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

経済人コー円卓会議日本委員会 事務局長 石田 寛

D. John

目	次	
1.	はじめに	4
1-1.	ステークホルダー・エンゲージメントプログラム実施の目的	4
1-2.	2024 年度本プログラムの実施プロセス	5
1-3.	本文書における留意点	6
2.	ニッポン CSR コンソーシアム事務局(CRT 日本委員会)の見解	8
3.	業界毎に重要な人権課題(案)	11
3-1.	製造業(自動車・その他)	13
3-2.	製造業(電気・情報)	
3-3.	化学・建築材料業	17
3-4.	食品・飲料業	19
3-5.	製薬業	
3-6.	運輸・物流業	25
3-7.	消費財(化粧品・日用品)業	
3-8.	アパレル業	29
添付資	資料1 人権課題の特定に向けた取り組み(経過)	
添付資	資料 2 参考資料 2024 年業界の取りまとめ資料 (日本語のみ)	
添付資	資料 3 意見記入用紙	

#### 1 はじめに

#### 1-1. ステークホルダー・エンゲージメントプログラム実施の目的

ニッポン CSR コンソーシアムは、企業が単独ではなく NGO/NPO 及び有識者と共に人権課題について議論する場を設け、「企業と人権」の関連性について気付きを高め、人権に配慮した企業活動を促進すべく 2012 年 9 月に設立された。それ以来、13 年にわたり、ステークホルダー・エンゲージメントプログラムを実施している。本プログラムには、企業からの参加者を中心に NGO/NPO や学識経験者、有識者の参加を得て実施している。

本プログラム実施の背景には、企業はどのように対応すればいいのか容易に判断できないステークホルダーからの多岐に亘る要望や要求が寄せられる現実があった。そこで、企業とステークホルダーとの間で討議する場を設け、次年度において着手すべき人権課題が何かを議論して重点的に取り組む課題を特定することは、計画的に事業活動が遂行される企業の仕組みにおいて、効果的で現実的な手法であるといえる。一方で、本プログラムでは活動の継続性も重視している。企業があらゆる人権課題やステークホルダーからの要望を一度に解決することが不可能である以上、少しずつであっても解消に向けて努力を続けていくことが重要だからである。また、社会が企業に求める課題や要望は一定ではないため、その変化にいち早く気づくことが重要だからである。ニッポン CSR コンソーシアムでは、本ステークホルダー・エンゲージメントプログラムを、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(Guiding Principles on Business and Human Rights¹)が定義する人権デュー・ディリジェンスの①企業が関与する人権への負の影響の特定に資する活動と位置付け、その後の個々の企業における人権への負の影響の特定、分析、評価、②適切な対処のための行動、③情報提供、④継続的追跡調査²につながる活動と捉えている。

ここに、2024 年 6 月から行ってきた議論の積み重ねの成果を公開する。本案に対し、関係するステークホルダーから忌憚なき意見をいただくことを期待している。いただいた意見の内容を可能な限り反映した形で、2024 年に「業界毎に重要な人権課題(第十三版)」を取り纏める予定である。

なお、2012年から本年度までの本プログラムの経過については、「添付資料1人権課題の特定に向けた取り組み(経過)」に纏めた。

<sup>1 &</sup>lt;a href="http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31\_en.pdf">http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31\_en.pdf</a> (アクセス日時 2014.11.26) 2参考: ヒューライツ大阪「ビジネスと人権に関する指導原則: 国際連合「保護、尊重及び救済」フレームワークの実施のために」、<a href="https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/guiding\_principles\_digest2\_ver.2.0.pdf">https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/guiding\_principles\_digest2\_ver.2.0.pdf</a> (アクセス日時 2024.09.17)

## 1-2. 2024 年度本プログラムの実施プロセス

本プログラムは下記の4つのステップを実施している。



#### Step1 (第1回~第5回)

● 企業からの参加者(以下、参加者)は、NGO/NPO、及び有識者の計 10 団体より、企業 活動を通じて侵害されうる人権状況とその背景についての説明を受けた。その後、参加 者と登壇者は、提起された問題毎にグループに分かれ、問題の深掘りを行った。

#### Step2 (第6回~第7回)

● 2023 年度にニッポン CSR コンソーシアムが策定した「業界毎に重要な人権課題(第十二版)」に追加・削除・修正事項があるか業界毎に見直しを行った。 ※各業界のディスカッションの進捗状況に応じて、補足的な会合をオンラインで実施

した。

## Step3 (第8回)

● 参加者は STEP2 の議論内容を取り纏めて NGO/NPO、及び有識者間でダイアログを行った。ダイアログ後に参加者は NGO/NPO、及び有識者から受けたコメントを再度検討し、業界毎に最終版を取り纏めた。事務局は、全業界の最終版を取り纏め、「業界毎に重要な人権課題(案)」を策定した。

※各業界のディスカッションの進捗状況に応じて、補足的な会合をオンラインで実施 した。

#### Step4

● 事務局は、案文を 2024 年 10 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日 (日本時間) の期間にパブ リックコメントを実施する。

## 1-3. 本文書における留意点

#### 1-3.a 事業活動とビジネスと人権の関連性について

本プログラムの当初は、登壇する NGO/NPO 団体は彼らが提起する社会・環境問題がどのように「ビジネスと人権」と関連付くのかは浅い団体もあるが、いずれの団体においても SDGs については、非常に認識が高く問題提起を行った。一方、本プログラムに参加する企業の参加者も自社の事業活動と人権の関連性を理解が浅い企業参加者も多く見受けられた。しかしながら、本プログラムを通して徐々に、双方とも社会・環境問題は「ビジネスと人権」の問題であり、企業の事業活動と「ビジネスと人権」は関連性があることを理解してきている。

#### 1-3.b 検討および分析の範囲について

今回の検討および分析の範囲には、以下を含めない。

- 第3回で策定された「WEF グローバルリスクマップ」については、今回のワークショップに検討範囲に含めない。
- 第5回で策定された「SDGs に基づく業界毎に重要な優先課題」については、今回のワークショップに検討範囲に含めない。

## 2 ニッポン CSR コンソーシアム事務局 (CRT 日本委員会) の見解

【2024年の国内外のビジネスと人権に関する動向】

2024 年のビジネスと人権に関する国際情勢では、企業のサプライチェーンにおける人権侵害問題がますます注目を集めている。特に、気候変動に対応するために、経済や社会が環境に配慮したものへ移行する過程において、再生可能エネルギーの開発と土地権利の衝突や鉱物資源の採掘と労働者の権利など、環境保護と人権の交差点に焦点が当てられている。デジタル労働の拡大に伴うリモートワーク管理ツールによるプライバシー侵害や、デジタル労働環境によるメンタルへルス問題など、新たな人権課題も浮上している。多くの国で、企業に対する人権デュー・デリジェンスの法制化が進行中であり、EUでは2024年に「持続可能な企業行動のための指令」(CSDDD)等が採択された。この指令は、企業がサプライチェーン全体での人権リスクを識別し、予防・軽減する責任を持つことを求めている。さらに、企業はESG(環境・社会・ガバナンス)基準に基づく透明性の向上が求められており、これにより企業の社会的責任がより厳しく問われるようになっている。

また 2024 年は、2016 年の施行から、持続可能な開発目標(SDGs)達成期限である 2030 年まで中間年を超え、残り 6 年となった。SDGs の中間期において、複数の課題が浮上している。まず、COVID-19 パンデミックが進捗に深刻な影響を与え、貧困削減や教育、健康に関する目標が停滞している。特に、脆弱な国や地域では、格差が拡大し、持続可能な発展の基盤が揺らいでいる。気候変動への対応も遅れており、温室効果ガスの削減目標達成が難航している。また、資金不足が主要な問題であり、多くの国が SDGs 達成に必要な資金を十分に確保できていないことが課題でもある。加えて、ミャンマーにおける軍事政権と反政府勢力間の武力衝突、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとガザ地区を拠点とするパレスチナ武装勢力間の衝突、中国の拡大する影響力といった国際情勢の緊張や政治的対立が、SDGsの進展を妨げており、グローバルな連携が求められている。このような状況下で、SDGsの目標達成には、従来のアプローチを見直し、より包括的で柔軟な戦略が必要とされている。

一方、国内においては、企業の人権デュー・デリジェンスの義務化が進展している。日本政府は、「責任ある企業行動指針」の改訂を進め、企業に対しサプライチェーン全体での人権リスク評価と対応を求めている。また、気候変動や ESG 投資の観点から、企業の透明性と人権配慮が求められる場面が増えている。労働環境では、働き方改革やデジタル労働の影響に対する労働者の権利保護が課題となっており、特に非正規雇用者やギグワーカー (Uberやフリーランスのデザイナー等)の権利保障に注目が集まっている。また、日本企業が関与する海外事業においても、人権侵害リスクに対する対策が求められており、国際基準に基づく取り組みが不可欠とされている。日本国内の外国人労働者が直面する課題については、日本政府は課題に対処するために制度改革を進めているが、現場での改善は依然として遅れており、外国人労働者が安全かつ公正な労働環境で働けるよう、さらなる取り組みが求められている。また、外国人労働者の増加に伴い、地域社会との共生や多文化共存の課題も重要

となっている。

#### 【2024年の特徴的な取り組み】

海外からビジネスと人権に関する専門家を招聘し、10月の当会が主催する「2024年ビジネスと人権に関する国際会議 in 東京」を開催する。この機会を活用して、海外有識者と本プログラムの参加者との間で本プログラムに関する意見交換を予定している。

日 時:2024年10月21日(月)15:00~17:00

場 所: AP 丸の内東京およびオンラインのハイブリッド形式

内 容: 事務局から本プログラムの概要が紹介され、参加した市民団体からは問題提起の 内容や、企業に対する期待および要求を共有する。また、業界ごとの人権課題 に関する検討結果が報告され、その後、海外の有識者との意見交換が行われる。 海外有識者(予定):

- グナ・サブラマニアム氏 (Guna Subramaniam)
   Institute for Human Rights and Business 移民労働者プログラム 東南アジア地域アドバイザー
- タリヤ・スイッサ氏 (Talya Swissa)
   World Benchmarking Alliance エンゲージメント・マネージャー
- ・ ボニー・リン氏 (Ph.D.) (Bonny Ling)
  Work Better Innovations エグゼクティブ・ディレクター
- ・ ライラニ・トレンティノ氏(Lailani O. Tolentino) The Mission to Seafarers カントリーマネージャー
- リシ・シャー・シン氏 (Rishi Sher Singh)グローバルバリューチェーンの専門家 CRT 日本委員会アドバイザー

海外有識者からの総括コメント: (開催後、後日記載)

#### 【事務局の見解】

日本企業におけるビジネスと人権に関する課題は、国内外で多岐にわたっている。近年、国内ではパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、男女間の昇進や賃金格差も依然として大きな問題となっている。これらの問題は、企業の内部管理だけでなく、労働環境全体に深刻な影響を及ぼしている。また、サプライチェーン全般を見渡すと、技能実習制度を利用する外国人労働者については、過酷な労働条件や賃金の未払い、長時間労働などの深刻な問題が指摘されている。この制度は、外国人労働者が技術や技能を習得することを目的としているものの、実際には労働者が人権侵害や不当な扱いを受けるケースが見受けられ、ニュース報道に至るケースも知られている。これらにより、技能実習生の生活や労働条件が重大な懸念を呼び、国際的な人権基準や労働基準に対する不適合が問題視されている。

日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策

定して、企業に対する指導を強化している。近年、国際的な基準と規制の影響、投資家や消費者の要求、経営層の意識醸成、サプライチェーンの人権リスクを評価・管理するためのツールの開発等の要因により、自社のサプライチェーンの人権リスクを特定・評価し、ライツホルダーとの直接的なエンゲージメントを行う日本企業は増加している。しかしながら、日本企業は依然としてサプライチェーンの複雑性、リソースと能力の制約等の問題を抱えており、その取組は未だ十分でないのが現状と言える。特に中小企業では対応の遅れが懸念されている。中小企業は、大企業に比べて財務リソースや人材が限られているため、ビジネスと人権に関する取り組みに必要な投資や専門知識を持つことが難しい。また、中小企業は、限られたリソースで日々の業務をこなすことを最優先とされているため、「ビジネスと人権」に関する取り組みが優先順位の低い課題となり、対応が後回しにされることがある。これらの課題に対処するためには、政府や業界団体、企業によるサポートなど、適切な対応策を講じるための取り組みを進める必要がある。

一方、ライツホルダーに直接届く救済メカニズムの取り組みには遅れが目立つ。内部通報制度は通常、コンプライアンス違反や法的規制の違反に焦点を当てており、企業内部の問題解決を目的としている。しかしながら、サプライチェーン全体に広がる人権課題は、単なるコンプライアンス違反とは異なり、より広範で複雑な問題を含んでいる。これらの問題には、労働条件や労働者の権利、賃金不払いなどが含まれ、企業の影響範囲や関与するステークホルダーが多様である。そのため、内部通報制度の延長線上での解決策は、しばしば人権問題の深刻さや多様性に対応しきれないことがある。このギャップを埋めるためには、企業は内部通報制度を超えて、より包括的な救済メカニズムを導入する必要がある。これには、外部の第三者機関と連携することが含まれる。また、労働者が自らの権利を主張しやすい環境を整備し、救済を提供するための具体的な手続きを確立することも重要である。企業が人権問題に対する意識を高め、積極的に対応策を講じることで、より効果的な問題解決が期待される。企業側には、ライツホルダーがアクセスし利用できる、実効性のある救済制度の整備・運用が求められていることを強調しておく。

最後に、人権への取り組みが本質的に当事者との対話であることを明記しておく。本プログラムでは、懸念される人権課題を、市民社会および企業双方の視点から可視化している。 次の段階として、企業が人権問題に取り組む際には、人権侵害を受けている当事者や、彼らを支援する NGO/NPO との対話を通じて問題を認識することが重要である。本プログラムの取り組みは、企業が人権デュー・デリジェンスを実施するための第一歩を支援し、その入り口となるものである。問題が発生した場合には、企業はステークホルダーと連携し、企業が持つ専門性と戦略性を活用して問題に対応し、説明責任と透明性を果たし、正当性を確保する必要がある。これにより、社会からの操業許可を得て、事業の持続性が確保されると考えられる。本プログラムに参加する企業は、この取り組みをどのように社内の経営に組み込み、自社の人権への取り組みにつなげていくかが重要である。 グローバル経済は市場の開放を目指してきたが、拡大するサプライチェーンは対応を迫られる重大かつ差し迫った問題を次々と生み出しているのが現実である。グローバル経済が拡大し続ける一方で、近年は政治体制の違いから新たな国家間対立が生じている。紛争の頻発は、グローバルなサプライチェーンに深刻な打撃を与えている。その結果、最近ではセキュリティと事業継続計画 (BCP) を念頭に置いたサプライチェーンの変革と再構築が進められている。どのような状況であれ、ビジネス活動は人権に悪影響を及ぼす可能性があり、これらの問題に真摯に取り組む企業のみが持続可能性を確保できるのである。

CRT 日本委員会ニッポン CSR コンソーシアム事務局松崎 稔 / 和田 浩揮

## ※2024年に市民社会から提起された課題の一覧表

- 1. 「SDGs の中間年を超えて〜我々の世界を変革するための課題〜」 一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 理事 長島 美紀氏 (Ph. D.)
- 2. 「国内外の政策発展を踏まえた、より実効性のある、人権デュー・デリジェンスに向けて」

国連開発計画 (UNDP) アジア太平洋地域事務所 ビジネスと人権プロジェクト リエゾンオフィサー 佐藤 暁子氏/弁護士 (ことのは総合法律事務所)

3. 「海外のサプライチェーンと日本企業の労働問題~五輪、万博と続き、企業行動への注目の高まり~」

日本 ILO 協議会 企画委員 (CSR 担当) 東京国際大学特任教授 熊谷 謙一氏

- 4. 「プラスチック汚染~求められる使い捨てからの脱却~」 一般社団法人 グリーンピース・ジャパン プラスチック問題担当 大館 弘昌氏
- 5. 「生物多様性保全の企業責任はどこまで問われるのか」 認定 NPO 法人 野生生物保全論研究会(JWCS)事務局長 鈴木 希理恵氏
- 6. 「現代奴隷・人身取引問題と、解決策の一つとしての『企業のエシカル通信簿』」 ノット・フォー・セール・ジャパン(NFSJ)代表 山岡 万里子氏
- 「企業のリスクとチャンスが眠るアニマルウェルフェア」
   認定 NPO 法人 アニマルライツセンター 代表 岡田 千尋氏
- 8. 「グリーン経済をつくる環境・サステナブルコミュニケーション」認定 NPO 法人 環境市民 副代表理事 下村 委津子氏
- 9. 「社会課題解決におけるマーケティングと消費者」 サステナリビリティ消費者会議 代表 古谷 由紀子氏 (Ph. D.)
- 10. 「日本国内における外国人労働者雇用の実相と真の課題」 株式会社ワールディング マネージャー 池邊 正一朗氏

#### 3. 業界毎に重要な人権課題

#### 3.1 製造業

※製造業に適合するバリューチェーン

創:研究、開発、設計 買:設備建設、調達 造:生産、製造 運:保管、物流

売:販売、営業 使:消費、利用、保守・メンテナンス 捨:廃棄、リサイクル <mark>赤字</mark>=追記 青字=削除

製造業において	重要と考える	人権課題	具体的懸念事項	創員	リュン	Ė	— г		
	職場における待遇	労働時間または賃金	・賃金水準が地域の生活水準に合わない又は物価上昇に見合った上昇がない ・やむを得ない長期休暇に対する賃金補償の不足、親が休暇をとれない場合の子どもの居場所不足 ・生産調整(納期優先)による超過労働リスク※COVID-19影響からの回復に伴う急激な増産要請等 ・労働時間に対する賃金の一部未払い(リモートワーク等での不適切な就業時間管理、みなし労働時間制におけるみなし残業時間超過分、就業時間の端数切り捨て、残業申請が認められない等)及び法定労働時間を超過した労働の強制 ・ マネージャー(中間管理職)等年俸職の過剰労働 ・地政学的な変化や世界的な経済情勢の影響による原材料・エネルギーコスト増を下請事業者へに転嫁すること、または、合理的な理由なしに役割負担を下請業者に強いることで、下請事業者の長時間労働や賃金の引き下げが発生するリスク ・同グループ内での労働条件や賃金の格差 ・適切な設備投資がなされないことによる長時間労働の発生 ・社員が退職した際に適切な人員補給がされずに長時間労働が発生するおそれ ・ 正規・非正規、属性を理由とする賃金格差 ・ 不当な解雇による従業員の経済的困窮 ※児童労働を引き起こすリスクもある ・ 物流2024年問題への対応(トラックドライバーの労働時間が制約されることに伴う、収入減、労働負荷の増大、健康悪化) ・国際ビッグイベント準備・運営スタッフの長時間労働(特命的・イレギュラー業務、短納期) ・ 取引先への短納期発注により、違法労働を助長しているおそれ ・ 取引先との価格交渉に応じず、取引先従業員が物価高に伴う生活費の上昇に見合った生活賃金を確保できないおそれ	νI	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	レ	レ	VI	
		健康および安全	・特に研究や製造・工場現場における死亡や重傷を伴う労働災害 ・在宅勤務中の労働災害が認定されないおそれ ・寮におけるパーソナル及びブライベート空間の不足、衛生環境の不備 ・安全衛生基準を十分に満たさない環境での労働による健康被害 ・リモートワーク恒常化により長時間労働が助長され、労働者及びその子どもの心身の健康に影響を及ぼすおそれ ・リモートワークによりコミュニケーションが不足し、職場から疎外・排除されるおそれ ・リモートワークに要する光熱費を補償しないことにより、不適切な室温下で労働させるおそれ ・多言語対応が不十分なことによって外国人労働者が必要な安全衛生情報にアクセスできないおそれ ・層用形態・国籍・人種・性別・年齢・学歴・勤続年数等の違いによって安全衛生の教育機会差が発生するおそれ ・ 出社を希望する社員へのリモートワークの強制 ・適切な休憩及び休暇が認められないことによる心身への影響 ・ (特に工場等現場作業において) 妊婦および授乳婦を本人や子供に危険を及ぼす可能性がある労働環境、生理等の女性特有の心身の変化に配慮が十分ではない労働環境 ・ 酷暑下による作業での健康被害 ・ 社員食堂で提供する食材の安全性が担保されないリスク ・ 副業導入による労働管理(健康面) ・ 工事現場等において、女性用のトイレや更衣室が設置されておらず女性の人権が侵害されているおそれ ・ 社員食堂で提供する食材の安全性が担保されないリスク ・ 副業等入による労働管理(健康面) ・ 工事現場等において、女性用のトイレや更衣室が設置されておらず女性の人権が侵害されているおそれ ・ 社員食堂で提供する食材の安全性が担保されないリスク ・ 畜産業従事者が、屠殺など精神的負担の大きい業務によりメンタルに不調をきたすおそれ ・ 社員食堂で提供する商品の価格を抑えるため、アニマルウェルフェアに配慮していない(=トレーサビリティが機能していない、=病原菌保有リスクの高い)音産場から仕入れた食材を従業員に提供しているリスク ・ 働、現場に応じた適切な安全衛生教育が行われていないおそれ ・ 社員食堂で提供する食材のアニマルウェルフェア、宗教への配慮がされないリスク(家畜に負荷を与える環境で飼育・処理された食内の使用、ハラール対応していない食肉のイスラム教徒への提供など)	νı	レレレ		レ	ı	
炎/ プライチェーン	差別	採用時・就業時	同・処理された食肉の使用、ハブール対応していない食肉のイスブム教徒への後供水と) ・ 入種、皮膚の色、性別、牛酢、国籍、暉かいの有無、柄気の有無、配偶者の有無、性的指回、性目認、宗教、居住 地、出身地の違い等による差別 ・ 各種ハラスメント (セクハラ、パワハラ、リモハラ、テクノロジーハラスメント等) ・ 一部部署のみが取り扱う個人情報の流出による差別やプライバシーの侵害 ・ AIが学習するデータを通して、人間の潜在的な差別の傾向を読み取り、助長するおそれ(人権侵害を誘発する商品やサービスの提供、TMSなども) ・ AIによる退職予測、内定辞退予測において不平等な扱いを受けるおそれ ・ AIによる場所者監視を行うことにより、労働者のプライバシー侵害のおそれ ・ バイアスのあるAIによる採用や人事評価により、求職者や従業員が差別的扱いを受けるリスク ・ 雇用形態や人種の違いによって社内制度や福利厚生を利用できない場合 ・ 一般従業員のESGに関する意識が低いことにより、企業活動が人権侵害につながるリスク(役員のみならず一般従業員に対してもESG評価の概念を入れ、当事者意識を高くする必要性の風潮から) ・ サプライヤーにおける労働者の採用や就業状況が把握できておらず、差別に加担している可能性 ・ ジェンダーバイアスにより、性別がキャリア構築に影響を与える可能性(業務選択や昇進・昇格の機会等) ・ 多様性の観点において平等な登用がされていないおそれ(入社時の属性比率とリーダー登用の比率変化) ・ 生産性よりも労働時間の長さを重視する評価基準により、育児や介護で労働時間が制限される社員のキャリアアップ機会の損失 ・ 勤務形態(リモート・出社)の違いによる業務量のアンバランス ・ 海外人材に対しての生活面のケア不足 ・ AI生成時の不備により、AIを採用や人事評価に活用する際に偏った基準で判断が行われ、人材の多様性が損なわれる可能性 ・ 労働者の権利が採用時に周知されておらず、十分に権利を行使できないおそれ(例:福利厚生、グリーバンスメカニ	νι			V	1	l
	児童労働	① 最低年齢 ② 若年労働者 の対応	① 途上国のサプライチェーン(下請作業等)において児童の就労、ブローカーによる児童の斡旋が行われているおそれ ① アジアの労働者が年齢を偽り採用に応募するおそれ ② 夜間労働、危険作業に従事させてしまうおそれ ①② 親に代わっての家事労働(ヤングケアラー)による心身への負担増、学ぶ機会の喪失 ①② イベント等で外部サービスを利用する際に、そこで若年者が労働しており、意図せず児童労働に加担するおそれ ① 部品製造の内職に子どもが携わるリスク ① 身分証明等が確認されないまま、または、偽造の身分証明に基づいて、最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ ① ② Tier2以降の調達先におけるリスクを把握しきれていないおそれ	1	レレ	・レ	レ	1	L

	強制労働	採用 (移住労働者の 権利)	<ul> <li>移住労働者(外国人、国内移動も含む)が雇用にあたり過度な採用費用の支払いや身分証明書(パスポート等)の預かりを求められるおそれ</li> <li>移住労働者が言語の障壁により強制労働となるおそれ</li> <li>法改正にともない新たに人権リスクが生じるおそれ</li> <li>移住労働者の倫理的採用ができていないおそれ(過度な採用の手数料、借金による束縛、司法へのアクセス欠如等)</li> </ul>		l	V		V	
		強制的な残業	<ul><li>・過度なノルマによる長時間労働が事実上の強制労働となるおそれ</li><li>・材料を作るプロセスにおいてステークホルダーに負の影響を与えているおそれ</li></ul>	レ	νl	レ	レ		
	結社の自由		・労働者の代表や労働組合等との対話やコミュニケーションが不足しているおそれ ・労使協議や団体交渉の制度化や運営が不十分 ・団体交渉権が認められているものの、事実上行使されていないことによるリスク ・ユニオン・ショップ制において労働者の権利が十分に確保されていないおそれ ・労働組合の組成や活動が禁止されている(実体として禁止されている場合も含む)国や地域において、労働者の権利 が十分に確保されていないおそれ ・外国人労働者の結社の自由を妨げているおそれ ・日本では会社側との交渉の主体が企業別組合にあり、産業別労働組合に比べ影響力を持つリスク ・デリバリーやリテールなど、労働者の権利が確保されていないことによるリスク	V	L L	V	レ	レ	×
		天然資源の利用	・環境負荷の高い(電力使用量の高い、リサイクルしにくい等)製品開発および製品設計、物流、販売を行うことにより、資源を過剰に採取するおそれ(上流サプライチェーン)・グリーンウォッシュ等を通じて誤った認識を持つことによって無意識に環境破壊や人権侵害に加担している可能性・再生可能エネルギーの発電設備の新設・稼働・更新時に膨大な資源を消費するおそれ・環境に配慮した製品を製造する際に、環境への悪影響が発生しているおそれ・事業所建設、操業、原材料調達等の事業活動に起因する森林や海洋の生態系破壊、土地や資源の乱用、地域コミュニティへの悪影響(人権への影響を含む)・海外での製造において、現地の水の負荷を高めているおそれ(バーチャルウォーター問題)・一部の優位な企業による自然エネルギーの買占めが行われるおそれ・半導体不足に伴い、レアメタル採掘現場で児童労働や強制労働が行われるおそれ・設備投資の未実施による資源の浪費・皮を鞣す際の環境負荷が高い皮革を使用することにより、環境破壊を助長するおそれ・自社事業による社会課題解決をうたいながら、根拠となるデータ不足により実際はウォッシュになっているおそれ(人手不足の解消、CO2排出量削減)	V		レンレ	V	レレレ	
コミュニティ	資源/地域 社会	気候変動	・温暖化の影響により、疾病のリスクが増大するおそれ ・再生可能エネルギーやバイオマス資源(木質ペレット等)を利用することによる地域コミュニティへ悪影響を及ぼすおそれ(発電所による環境負荷、パームオイル利用による森林破壊の助長) ・ <del>仮想通貨の流通使用やAI技術の活用やDX化に伴うデータセンターの稼働により膨大な消費電力が発生するおそれ</del> ・プラスチックの生産・消費量の増加により気候変動が加速する恐れ ・気候変動に対する企業の緩和・適応により影響を受ける人の権利が保護されないおそれ(脱炭素社会への「公正な移行」)						
		廃棄	・事業活動によりマイクロプラスチックが発生するリスク ・ごみの分別が不十分なことによって資源の有効活用が妨げられる ・子会社やサプライヤーが不適切な廃棄物管理や処分を行い、資源浪費や環境破壊を引き起こすリスク ・納入先や最終消費者による不適切な廃棄のおそれ(例:海洋プラスチック問題、廃棄物処理施設での工程増大) ・再生可能エネルギー発電設備の更新・閉鎖時に不適切な廃棄が発生するおそれ ・社員食堂で提供する食材のフードロスが発生するリスク(災害等により工場の稼働停止が予想される際、給食業者との連携不足により作りすぎが発生) ・テイクアウト増加に伴い、ごみが急増するおそれ ※天然資源の利用より移動	レ	L L	レ	レ	レレ	,
	治安	反社会組織への 支払い	・原材料の調達や製品の廃棄において、資金、製品、サービスが非政府勢力や武装勢力へ流れるおそれ(例:紛争鉱物) ・労働力の調達において賃金の一部が反社会組織や武装勢力へ流れるおそれ(例:技能実習生) ・紛争国での地雷等の設置により、物流に影響が起こるおそれ		ı			V	,
	土地への アクセス	土地への所有権	・事業用地の取得時に、先住民・地域住民の強制移住などが発生するおそれ ・事業所建設、操業による土地の価値を毀損するおそれ ・開拓によるウイルスの蔓延、感染により先住民・地域住民へ健康被害が起こるおそれ ・事業者の倒産などにより、使用しなくなった太陽光パネルが放置されるおそれ ・耐性や適応性、経年変化を考えず土地を利用することにより、結果的に地域住民の生活が脅かされるおそれ(熱海の土石流間関など) ・レアメタルや金などの採掘により、周辺地域の環境が汚染され、地域住民に被害が起こるおそれ ・土地利用が環境や近隣の生態系に悪影響を及ぼす可能性(利用可能な水の有無、動物の生息地など)		L L	/			
		賄賂と腐敗	・特に許認可を得る際に、Facility Paymentなどの賄賂や腐敗行為に加担するおそれ ・契約時の贈収賄、業界での慣習、馴合い(取引/操業形態において)、政府系事業受注時の不正行為への加担リスク ・提携、投資している海外企業が軍事政権に寄付を行う等により結果的に軍事政権に加担するおそれ ・物流を止めないために、賄賂などの腐敗リスクが発生するおそれ	レ	ı ı	V	レ	レレ	,
社会と 政府	政府との 関係	人権リスクの高 い国との関係	・現地法や習慣と国際基準にギャップがある国や地域で事業を行う際に人権侵害に加担するおそれ ・軍事政権等の国の空港を使用する際に、軍事政権へ使用料を払い、結果的に加担するおそれ ・日本は人権リスクが高くない/日本では差別がない・少ないという思い込みによるリスク ・人権リスク国でビジネスを行うことで人権リスク国に裨益し、当該国民および対立関係の国民・民族に負の影響を与える ・加担した人権リスクにより不買運動や事業縮小につながり、顧客に製品・サービスを提供できなくなるおそれ(ステークホルダー対応、人への影響) ・事業や取引を行う国の歴史(侵略・迫害等)を正しく認識せず活動することで、人権侵害に加担するおそれ ・軍が所有する土地に商整施設等を建設することにより、その施設の収益が軍事政権の資金源となるおそれ ・事業関係の停止・解消にあたり、負の影響を評価しないおそれ(責任ある撤退) ・国際規範における「強化された人権DD」が実施されないおそれ ・人権リスクが高い国の国策企業等から調達することにより、間接的に人権侵害に加担するおそれ	V	L L	L	V	レレ	1

	消費者との関係	健康安全、 個人情報保護、 アクセシビリ ティ	・顧客に提供した製品・サービスの不具合や不適切なマーケティング活動または情報を適切に開示しないことにより、最終的に消費者の生命や健康面、財産に被害を与えるおそれ ・不適切な広告・情報発信により、消費者へ不快な思いや誤った認識を持たれるおそれ、差別や偏見の助長、誤った認識による健康被害のおそれ ・事業プロセスで得た個人情報が適切に管理されないことにより個人の人権が侵害されるおそれ ・人権侵害が発生した際に、対応が遅れ、被害が拡大してしまうおそれ ・ 手続きや機能のオンライン化が進むことでIT格差を助長 ・ 様々な手続きの多言語化対応が未整備の状態により、外国人が生活に必要なインフラにアクセスできないおそれ ・ 商品の使用者への配慮(チャイルドロック、多言語対応、車いすアクセシビリティー、事故回避装置など)が足りておらず、消費者に不便や危険が生じるおそれ ・ 容器など、業界規格が統一されていないことにより、コスト高およびゴミが増加するおそれ ・ 殺品技術の普及による機密情報の流出や著作権の侵害が発生するおそれ ・ 製品から放出される化学物質(VOCなど)による健康被害・ 総争国等で)事業から撤退したことにより、消費者へ製品・サービスが届かなくなるおそれ ・ 消費者の過度な要求に対して対応可能な範囲を明確に示さないことにより、対応にあたる従業員の人権が侵害されるおそれ(カスタマーハラスメント)・実業団の所属選手がSNSで誹謗中傷を受けるリスク ・ 人権や動物福祉に反する製品・サービスを知らずに利用することによりユーザーが精神的に負担を課されるおそれ	ν -	V	ı		V
その他	荷担	目的外使用や悪用	(=倫理的な製品を使う権利を侵害するおそれ)  ・ カメラの高度な機能等により、盗撮などの性的被害に使用されるおそれ ・ 監視カメラ等が強制労働の設備に利用されるおそれ ・ SNSを活用した犯罪利用のおそれ ・ 車やドローンなどの兵器への転用、悪用のための違法改造のおそれ ・ ICタグを活用したストーカー被害のおそれ ・ 洗剤等を専用容器以外へ移し替えを行ったときに、破裂したり有害なガスが発生したりなど、消費者が被害に遭うおそれ ・ 3Dプリンターで武器等の人権侵害を及ぼすモノを製造してしまうおそれ ・ スキャナーで偽札を製造されるおそれ ・ 目的外の利用による人体(メンタルも含め)への被害のおそれ ・ 生成AIの社員利用による個人情報や機密情報の流出				レ	
	救済	救済プロセスの 構築	・ 救済窓口やプロセスの整備、第三者機関による監視が不十分なことによって救済プロセスの実効性が担保されないおそれ ・ 通報者が保護されないおそれ ・ 現状機能の形骸化のおそれ ・ グループ全体及びサプライチェーンも包含した救済プロセスの整備 ・ 情報発信不足絶対量の少なさ・多言語未対応・商習慣要因)による、救済対象者として認識されないおそれ ・ 救済窓口へのアクセス手段や対応言語が少ないことにより、利用者が限定されてしまうおそれ ・ 相談窓口を信用することができず、問い合かせできないおそれ (心理的安全性の担保) ・ 日本人以外の (言語や文化の壁によって)教済内容に格差が発生するおそれ ・ 通報により処分された加害者が別の場所で問題を再発するおそれ ・ 守秘義務(秘匿)が守られずに報復に合うなど、通報者が不利益を被るおそれ ・ 通報内容が会社機関にとって不都合な場合の圧力や通報内容の漏洩 ・ 利用者が救済チャンネルを認識できないおそれ	レ	レレ	レに	シレ	レ

3.2 製造業 (IT) ※製造業 (IT) に適合するバリューチェーン 創:研究、開発、設計買:設備建設、調達造:生産、製造運:保管、物流 売:販売、営業使:消費、利用、保守・メンテナンス捨:廃棄、リサイクル

製造業において重	重要と考える丿	権課題	具体的懸念事項	H		チェ 運売	
		労働時間または賃金	・最低賃金が地域の生活水準に合わず、長時間労働につながるリスク ・パンデミックに伴う子どもの突然の休園・休校によって長期的な休暇を取らざるを得なくなった場合の休暇・賃金補償 (保護者が休暇を取れない場合に、適正な居場所が保証されないおそれ) ・生産調整(納期優先)やトラブル対応による超過労働リスク ※ (パンデミック等に伴う生活必需品の増産要請およびもある一方で、需要減による急激な減産計画)もあった ・リモートワークや裁量勤務により適正な労働時間管理ができていないおそれ。業務とプライベートの切り分け・労働時間が切り捨てられるおそれ(就業時間の端数の切り捨ての問題) ・適切な労働時間の申告が行われないことにより、適正な対価(賃金)が支払われないおそれ。 ・賃金格差が子どもの将来の教育に影響を与えるおそれ ・地政学的な変化による原材料・エネルギーコスト増を下請事業者へに転嫁することで、下請事業者の長時間労働、賃金の引き下げが発生するリスク			レレ	
			・特に日本でのサービス残業、長時間労働。マネージャー(中間管理職)の過剰労働 ・裁量労働制・みなし管理職の適正でない運用(所定・法定労働時間やみなし残業時間を超過しているが、残業代が支払われないおそれなど) ・グループ会社との労働条件や賃金格差。同一労働同一賃金。 ・古い生産設備により長時間労働が発生する可能性 ・居住する国や地域の物価に見合った生活賃金が支払われないために、基本的なニーズを満たす生活ができないおそれ(栄養不足、子供の教育機会の損失等) ・国際紛争による食品やエネルギー等の価格の急激な上昇に賃金上昇が追いつかないことによる生活水準の低下				
		継続雇用、就業環境	・サプライヤーでの人権問題発生を理由として取引をやめた結果、サプライヤーでの生産減等により賃金減額や解雇が行われるおそれ ・本人意向を踏まえない転勤、異動による人権侵害のおそれ(単身赴任等)				
	職場における待遇		①特に、研究や製造・工場現場における死亡や重傷を伴う労働災害-(制/金) ①在宅勤務中の労働災害が発生するおそれ(安全配慮が行き届かない、労働環境が異なることによる健康被害、生活リズムの乱れ) ①一部屋数名での寮生活等最低限のスペースが確保されていない生活環境、衛生設備 ①シャワー、トイレなどの不備、工場敷地内の寮の設置、外側から鍵を掛けた管理等が従業員の健康に悪影響を及ぼすおそれ ①非常口、避難訓練などが安全衛生基準がグローバル基準に適合していないおそれ ①外国人労働者に対し、マニュアルや避難経路など多言語化対応の未整備な状態により労働安全が守られていないおそれ ①業務とプライベートが曖昧になり、結果的に労働者のプライベートが減少するおそれ ①パンデミック流行国や紛争地域での従業員・帯同家族の安全が確保されていないおそれ ②パンデミック流行国や紛争地域での従業員・帯同家族の安全が確保されていないおそれ				
		健康および安全 ①物理的、 ハード、 <mark>労働環境</mark> ②メンタル面 ③健康 ④教育	①妊産婦の労働環境、ケア環境の整備不足のおそれ(重量物の対応、有害物質などの取扱い、授乳室の確保や保育所などの支援等) ①高齢者の労働環境、ケア環境の整備不足のおそれ(重量物への対応、転倒防止への配慮) ①礼拝室、礼拝時間、食事(ハラル)等、宗教面への配慮されないおそれ ②長時間労働により、従業員のヘルスケア特にメンタルペルスに不調をきたすおそれ ②リモートワークによりコミュニケーションが不足し、職場から疎外・排除されるおそれ	レコ	レレ	レレ	
業/		₩ 40 F	②リモートワーク中に、ケガや病気にかかった場合に労災認定されないおそれ ②リモートワークに伴う光熱費の増加を自己負担するおそれ(在宅勤務手当の補償) ③健康診断の未実施による病気が進行するおそれ(3指サック、手袋、マスク、イヤブラグ等の保護用品の欠如または不着用による職業病の進行のおそれ ③指サック、手袋、マスク、イヤブラグ等の保護用品の欠如または不着用による職業病の進行のおそれ ③リモートワークが恒常化し、それに伴う長期作業環境が整備されていないおそれ(病気未満の不調等) ③外国人労働者が言葉の問題から医療に適切にアクセンできないおそれ ③気候変動を起因とする気温上昇による熱波で熱中症の被害が増加するおそれ ③気候変動を起因とする気温上昇による熱波で熱中症の被害が増加するおそれ ④安全衛生面の指導・周知等、言葉の問題において、外国人労働者への扱いが十分に配慮されていないおそれ ④移民労働者に対する教育、就職、賃金、生活環境の整備等において平等・公平な機会が与えられないおそれ ④展用形態・国籍・人種・性別・年齢・学歴・勤続律を教・等の違いによって教育機会の差が発生するおそれ ④生成AIにより偏ったバイアスで作成された教育カリキュラムにより、無意識に差別や誤った観念等を助長するおそれ ①~④保護者の長時間労働により子どもの健やかな生活が侵害されるおそれ				
ブライチェーン	差別	採用時・従業時	・労働条件、研修・トレーニング(職業訓練)、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ ・感染者やワクチン非接種者への差別 ・労働者が差別されることにより、その子どもまで差別されるおそれ ・人種、皮膚の色、性別、年齢、国籍、障がいの有無、病気の有無、配偶者の有無、性的指向、性自認、宗教、居住地、出身地の違い等による差別 ・障がい者への合理的配慮がなされていないおそれ(ex.スローブ設置、視覚障がいがある方への顔認証システム配慮) ・各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ、リモハラ、SOGIハラ、マタハラ、モラハラ、カスハラ、テクノロジーハラスメント等) ・AIによる退職予測、内定辞退予測において不平等な扱いを受けるおそれ ・AIによる労働者監視を行うことにより、労働者のプライバシーが侵害されるおそれ ・労働者のバイタル情報(睡眠情報など)を会社が管理することにより、労働者のブライバシーが侵害されるおそれ ・ AIを採用や人事評価に活用する際に、担当者が適切な判断を行えず意図せずに差別を助長するおそれ ・ 技能実習生が遊椒、妊娠、出産などを理由に解雇や帰国など不利益な扱いをされるおそれ ・ 技能実習生が遊休・育休・時短勤務などが認められないおそれ ・ 採用時にアンコンシャス・パイアスにより不平等な判断がなされるおそれ			<i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	ı
	ZE.09	JAZIJINY · JE柔MT	・採用時に前職の賃金水準を参考にすることで差別を再生産してしまうおそれ (前職で差別的な取扱いがある場合) ・紛争国等で事業から撤退したことにより、消費者へ製品・サービスが届かなくなるおそれ ・一般従業員のESGに関する意識が低いことにより、企業活動が人権侵害につながるリスク ・社内の技能実習生の労働環境は確認できているが、サブライチェーン上の技能実習生は把握できていないリスク ・女性が扱えない薬品や、重い荷物を持たせてはいけないなどのバイアスにより業務経験機会の損失のリスクも含む) ・多様性の観点において平等な登用がされていないおそれ (入社時の属性比率とリーダー登用の比率変化) ・業界のイメージが向上されないことにより、結果的に女性の活躍の機会が減るリスク (業界特性を言い訳せず、ロールモデルの未選択の幅が狭まるおそれ ・高齢であることを理由に、高齢者への職業選択の幅が狭まるおそれ ・高齢であることを理由に、高齢者への職業選択の幅が狭まるおそれ ・高齢であることを理由に、高齢者への職業選択の幅が狭まるおそれ ・高齢であることを理由に、高齢者への職業選及の幅が狭まるおそれ ・高齢のあことを理由に、高齢者への職業選及の幅が決まるおそれ ・ にの選集を任事内容が変更されないにもかかわらず賃金のみが低下し、同一労働同一賃金が守られないおそれ ・ 定年退職、役職定年の制度が年齢差別にあたるおそれ ・ 妊産婦への配慮不足で、女性の働く機会、キャリア形成の機会が奪われるおそれ ・ LCBTQ+パートナーの取扱いが制度に反映されておらず、不平等な扱いとなるおそれ(休暇、祝い金等)・服装の強制により表現の事由が侵害されるおそれ(女性のみ制服等)				

	児童労働	①最低年齢 ②若年労働者	①途上国のサプライチェーンにおいて児童の就労、ブローカーによる児童の斡旋が行われているおそれ ①アジアの労働者が年齢を偽り採用に応募するおそれ	I	レ	レ	レ	V
	70 F 1 W 151	の対応 採用	②夜間労働、危険作業に従事させてしまうおそれ ・移住労働者が雇用にあたり過度な採用費用の支払いや身分証明書の預かりを求められるおそれ ・外国人技能実習生の債務労働のリスク		レ	レ		レ
	強制労働	強制的な残業	<ul> <li>・匿名性の高いコミュニケーション用アプリ等の悪用により、意図せず闇バイトを通じた犯罪行為に加担するおそれ</li> <li>・過度なノルマによる長時間労働が事実上の強制労働となるおそれ</li> <li>・材料を作るプロセスにおいてステークホルダーに負の影響を与えているおそれ</li> </ul>	レロ	レ	レ	レ	H
	結社の自由		・労働者の代表や労働組合等との対話やコミュニケーションが不足しているおそれ ・労使協議や団体交渉の制度化や運営が十分になされていないおそれ。また、団体交渉権は認められているが、実際には交渉が行われていないおそれ ・ユニオン・ショップ制において労働者の権利が十分に確保されていないおそれ ・労働組合の組成や活動が禁止されている(実体として禁止されている場合も含む)。国や地域において、労働者の権利が十分に確保されていないおそれ(特に海外子会社など)。労働組合が社員を守っていない(労働組合が社員を守っていない、あるべき姿の役割を満たしていない場合がある) ・外国人労働者の結社の自由を妨げているおそれ ・日本では会社側との交渉の主体が企業別組合にあり、産業別労働組合に比べ影響力を持つリスク ・プリーランス、デリバリーやリテールなど、労働者の権利が確保されていないことによるリスク	レリ	レ	V	V	ν
コミュニティ	強制労働 結社の自由	天然資源の利用	・環境負荷の高い(電力使用量の高い、リサイクルしにくい)製品開発および製品設計、物流、販売を行うことにより、資源を過剰に採取するおぞれがある(上流サプライチェーン)。 ・また生産現場周辺での地域住民の生活や健康を損なうおぞれがあり、併せて工場や現地工事サイトにおける水や土地の乱用や汚染、資源の枯渇、生態系破壊(異/造/物) ・環境負荷が実際は高いのに低いと思い込んでいるようなエネルギーや資源を利用することにより、環境破壊や人権侵害を助長するおぞれ ・再生可能エネルギーやバイオマス資源を利用することによる地域コミュニティへ悪影響を及ぼすおぞれ (発電所による環境負荷、パームオイル利用による森林破壊の助長) ・仮想通貨の流通使用により膨大な消費電力が発生するおぞれ ・原材料調達に起因する森林や海洋の生態系破壊のおぞれ(ケース・付属品に使われる皮革等) ・事業所建設、操業による地域の生態系を破壊するおぞれ ・ 「好材料調達に起因するで、アマルウェルフェア侵害のおぞれ(ケース・付属品に使われる皮革等) ・ 事業所建設、操業による地域の生態系を破壊するおぞれ ・ 「環境に配慮した製品を製造する際に、環境への悪影響が発生しているおぞれ ・ 一部の優位な企業による自然エネルギーの買占めが行われるおぞれ ・ 生成AIの開発や利活用は膨大なエネルギーが必要になり、貧困層など社会的弱者を含む地域住民が十分なエネルギーにアクセスできなくなるおぞれ ・ 半導体不足に伴い、レアメタル採掘現場で児童労働や強制労働が行われるおぞれ ・ 本陽光パネル処理時に、地球環境へ悪影響を及ぼすおぞれ ・ 生成AIの開発や利活用は膨大なエネルギーが必要になり、貧困層など社会的弱者を含む地域住民が十分なエネルギーにアクセスできなくなるおぞれ ・ 光陽光パネル処理時に、地球環境へ悪影響を及ぼすおぞれ ・ 洗事機や食器洗い機などオートメーション化できていないことにより、使用する木が増加するおぞれ ・ 温暖化の影響により、疾病のリスクが増大するおぞれ ・ 気候変動による海面上昇や洪水豪雨により住居を失う人々が増え、難民や生活保護者が増加するおぞれ ・ 気候変動による水不足の影響で農業生産量が減少し、食料不足になるおぞれ	νı		V	LL	L
		廃棄	以下の内容に関連し、環境汚染や衛生環境の悪化、住民の健康被害を引き起こすおそれ ・事業活動によりマイクロプラスチックが発生するリスク ・ごみの分別は行っているが、リサイクル率が低いリスク ・テイクアウト増加に伴い、ごみ、廃プラスチックなどが急増するおそれ ・納入先や最終消費者、リサイクル業者による不適切な利用や廃棄のおそれ(例:海洋プラスチック問題、廃棄物処理施設での工程増大) ・リユースが進まないことにより、プラスチック削減が進まないおそれ	レロ	レ	レ	レレ	V
	治安	治安悪化や 反社会組織への <del>支払い</del> 関与	・原材料の調達や製品の廃棄において、資金、製品、サービスが非政府勢力や武装勢力へ流れるおそれ(例:紛争鉱物)・労働力の調達において賃金の一部が反社会組織や武装勢力へ流れるおそれ(例:技能実習生)・紛争国での地雷等の設置により、物流に影響が起こるおそれ・生成AIの悪用による犯罪が増えるおそれ(フェイクニュースによる誤情報、詐欺、名誉棄損、著作権侵害など)	ı				V
		土地への所有権	・事業用地の取得時に、先住民・地域住民の強制移住などが発生するおそれ ・事業所建設、操業による土地の価値を毀損するおそれ ・開拓によるウイルスの愛近・感染により先住民・地域住民へ健康被害が起こるおそれ ・山を切り開いて太陽光パネルを設置することにより、環境が破壊されるおそれ ・事業者の倒産などにより、使用しなくなった太陽光パネルが放置されるおそれ ・耐性や適応性、経年変化を考えず土地を利用することにより、結果的に地域住民の生活が脅かされるおそれ ・レアメタルや金などの採掘により、周辺地域の環境が汚染され、地域住民で生活が脅かされるおそれ	ı	\ \ \			
		賄賂と腐敗	・特に許認可を得る際に、FacilityPaymentなどの賄賂や腐敗行為に加担するおそれ ・契約時の贈収賄、業界での慣習、馴合い(取引/操業形態において)、政府系事業受注時の不正行為への加担リスク ・提携、投資している海外企業が軍事政権に寄付を行う等により結果的に軍事政権に加担するおそれ ・物流を止めないために、賄賂などの腐敗リスクが発生するおそれ	レリ	レ	レ	レレ	レ
社会と 政府		人権リスクの高い 国との関係	・現地法や習慣と国際基準にギャップがある国や地域で事業を行う際に人権侵害に加担するおそれ ・軍事政権等の国の空港を使用する際に、軍事政権へ使用料を払い、結果的に加担するおそれ ・日本は人権リスクが高くないという思い込みによるリスク ・紛争地域の企業やサプライヤーとの取引を通じて人権侵害(強制労働、民族差別、難民の増加などコミュニティへの影響)に間接的に加担するおそれ ・地政学リスクのある地域の情報統制によって必要な情報が得られないおそれ ・駐在者、出張者が地政学リスクのある地域の法律により不当に拘束されるおそれ	レリ	\ \ \	V	LL	レ

							Confider
	消費者との関係	健康、安全、 および 個人情報保護	・顧客に提供した製品・サービスの不具合や不適切なマーケティング活動または情報を適切に開示しないことにより、最終的に消費者の生命や健康面、財産に被害を与えるおそれ・グリーンウォッシュにより、消費者がミスリードされ、企業や製品のサステナビリティに関する正しい情報が伝わらないおそれ・事業プロセスで得た個人情報が適切に管理・運用されないことにより個人の人権が侵害されるおそれ・AIがどの段階で使われているか消費者に対して開示されない、もしくは分かりづらいことにより不安を抱くおそれ・個人の人権が侵害されたときに、具体的な対応策が示されず、被害が拡大してしまうおそれ・不適切な広告・情報発信により、消費者へ不快な思いや誤った認識を持たれるおそれ・差別や偏見の助長、誤った認識により健康被害のおそれ・接性の配慮に欠けた製品サービスが社会的弱者のアクセスを困難にするおそれ・様々な手続きや情報取得がPC、スマートフォンを用いたものが主流になり、ITデバイスを使いこなせない人が取り残されるおそれ・ 様々な手続きの多言語化対応が未整備の状態により、外国人が生活に必要なインフラにアクセスできないおそれ・容器など、業界規格が統一されていないことにより、コスト高およびゴミが増加するおそれ・外国人、子供への配慮(チャイルドロックなど)が足りておらず、消費者に不便や危険が生じるおそれ・(誤ったまたは公平ではない機械学習による) AIが組み込まれた与信管理システムが差別的判断を行うおそれ・生成AI活用でプライバシーの侵害、著作権商標権の侵害、差別の助長がなされるおそれ	Ĺ	ν	L	レレ
その他	荷担	目的外使用や悪用	・監視カメラ等が強制労働の設備に利用されるおそれ、盗撮などの性的被害に使用されるおそれ ・ SNSを活用した犯罪利用のおそれ ・ 車やドローンなどの兵器への転用、悪用のための違法改造のおそれ ・ ICタグを活用したストーカー被害のおそれ ・ 近の姿を専用容器以外へ移し替えを行ったときに、破裂や有害ガスの発生により消費者が被害に遭うおそれ (アルコール消毒液を、アルコールに対応していない容器に入れてしまうなど) ・ 3Dプリンターで武器等の人権侵害を及ぼすモノを製造してしまうおそれ ・ スキャナーで偽札を製造されるおそれ ・ カメラの高度な機能等により、盗撮などの性的被害に使用されるおそれ ・ インバウンドで日本国内で購入された製品が海外に持ち出され、悪用されるおそれ ・ 匿名性の高いコミュニケープリ等の悪用により、意図せず闇バイトなどを通じた犯罪行為に加担するおそれ ・ 製品・サービスの説明・配慮不足により適切な利用がされず法律へ抵触するおそれ(インバウンド/フリマアプリ等販売形態の多様化)				V
	救済	救済プロセスの 構築	・教済窓口やプロセスの整備が不十分な場合、人権侵害が是正されないおそれ (窓口対応者のスキル不足など) ・第三者機関による監視不足によって救済プロセスの実効性が担保されないおそれ ・通報が救済プロセスに接続されないおそれ ・通報者が保護されないおそれ ・通報者が保護されないおそれ ・現状機能の形骸化のおそれ ・サプライチェーンも包含した救済プロセスにおいて、必要な対象にリーチできないおそれ ・情報発信不足(絶対量の少なさ・多言語未対応・商習慣要因)による、救済対象者として認識されないおそれ ・間い合わせ先の表示がメールやチャットのみで電話番号の記載がなく (あるいは電話番号の情報取得まで著しく労力を要し)、特に視覚障害者や他消費者に不便を生じるおそれ ・納品先の担当者の連絡先は知っているものの、担当者には相談できない内容の場合に、相談できないおそれ ・納品先の担当者の連絡先は知っているものの、担当者には相談できない内容の場合に、相談できないおそれ ・相談窓口を信用することができず、間い合わせできないおそれ(心理的安全性の担保)・苦情処理メカニズムのプロセスにおいて偏った学習をしたAIが使われることで、不適切な対処(公平な救済につながらない等)が誘導されるおそれ	レ	レレ	レレ	レレ

本表は業界において一般的と考えられるバリューチェーンについて概要をまとめたものであり、個社における特定の製品・サービスに関する事象については、当該個社にて検討が必要である。

※各バリューチェーンの項目は、自社だけでなくバリューチェーンの各段階で製造や物流・サービス等を委託する委託業者・協力企業も含む。 (オフィスや工場出入りの業者も含まれる)

・建築材料	料業において1	重要と考える人権課題	具体的懸念事項	研究	開発	調達	製造	物流	営業	源用	们 月 :
		労働時間	・国際情勢や地政学リスクの動静 (例:ウクライナ情勢・中東問題) に伴うグローバルサブライチェーンへの影響により、依頼企業者側の計画 変更による短納期での受法対応などが生じ超過勤務が発生しやすい懸念、あるいはリードタイム長期化に起因する超過勤務が定常的に生じている中で対策が取れず改善が難しい懸念。 ・国心域によって異なる労働条件に応じた労働時間管理について、十分に値底・把握できていない懸念。 ・国際規範と各国の法律に乖離訴かると対象会人 国際規能より長い労働時間を認める国の法律に従うことによ、労働者の健康被害に繋がる懸念・海外の自社拠点や取引先との会議などを実施することで、深夜・早朝の残業、長時間残業が常態化する懸念・勤務間インターバル等、新しい働き方(健康面で休養や休暇の必要性)の基準が考慮されていない懸念・動務間インターバル等、新しい働き方(健康面で休養や休暇の必要性)の基準が考慮されていない懸念・国の地域により、基本の資金が生活水準に見合わないことから、残業や休日勤務の割増資金をあてにした長時間労働が常態化する懸念(会社側が法定上限を超えた長時間労働を禁止すると従業員が困窮する)	ν	レ	レレ	ムム	レレ	レレ	ν	
	職場におけ る待遇	健康および安全	・危険物質(化学物質等)を使用する、あるいは高所、高温・高圧、挟まれなどの危険有害作業が多い製造業として、職場環境内や製造拠点周辺の人々の安全・健康を脅かすリスクが特に高い ・危険物質の過度を伴う事故により、現場従業員や周辺住民の健康被害を引き起こす懸念 ・サプライヤーから化学物質に係る情報提供が不十分な場合に、自社従業員や最終消費者に対して健康被害を引き起こす懸念 ・人を介しての安全性試験や機能性試験等を外部に委託した場合、委託先企業の倫理観が希薄であれば、人権問題につながる懸念 ・国際規範(LLの中核的労働基準など)と各国の法律に乖離がある場合、国際規範より長い労働時間を認める国の法律に従うことにより、労働者の健康被害に関する十分な教育が浸透されていないことによって労災が起きる懸念(特に外国人労働が記憶さ、労働を全衛生に関する十分な教育が浸透されていないことによって労災が起きる懸念(特に外国人労働が起きる懸念・・英語や日本語の理解が難しい労働者向けの多言語対応が不十分な状況下において安全指導など行き届かず労災につながる懸念・・英語や日本語の理解が難しい労働者向けの多言語対応が不十分な状況下において安全指導など行き届かず労災につながる懸念・・英語や日本語の連解が誰しい労働者向けの多言語対応が不十分な状況下において安全指導など行き届かず労災につながる懸念・・専門が発生していないか)・衛生ではなく、健康の観点からの働き方が考えられていない懸念(法定の基準に対なく、健康の観点からの働き方が考えられていない懸念)は定の基準に対ない、健康の観点からの働き方が考えられていない懸念(法定の基準を満たしていても、実際の作業者の健康を損なっていないか)・衛生ではなく、健康の観点からの働き方が考えられていない懸念	ν	レ	V	レレ	レレ	レレレ	・レ	
		懲戒処分	より安全教育が不十分によりな発生する。厚生労働省などが作成する多言語で作成された説明動画を外国人労働者に見せるなどのツールを活用した対策も望まれる。 - 懲戒処分に対する各国地域の慣習が異なる中、地域に合致していない懲戒処分方針を策定している懸念 (自社) - 懲戒処分に対する各国地域の慣習が異なる中、地域に合致していない懲戒処分の実態把握や必要な改善の促しが実施できていない懸念	F	レ	V	レ			V	+
		賃金	- 懲戒に関する自社の規則が、国際的なルールや規則の水準を満たしていない懸念(懲戒のための減給が規定されているなど) ・労働条件等が母国語で説明されていないことによる悪意ある労働の強制や不当解雇による人権侵害の懸念 ・調達先、委託先等で特に以下が懸念される。 ・老もそも正規雇用の日本の賃金がOECDと比べたら低下していることに起因している懸念(株主報酬や配当は増えているが賃金が増えていない。労働分配率が適正かどうかの懸念) ・各国で定められた最低賃金のみを参照した賃金体系での労働契約を労働者と締結した場合、各国の物価などの実情を反映していないことにより労働者が健康的な生活を営むことができなくなる懸念・ ・優越的地位の濫用による価格転嫁の不承諾による、サプライチェーン全体の賃金抑制を助長する懸念・ ・優越的地位の濫用による価格転嫁の不承諾による、サプライチェーン全体の賃金抑制を助長する懸念・ ・復越的地位の濫用による価格転嫁の不承諾による、サプライチェーン全体の賃金抑制を助長する懸念・ ・復越的地位の濫用による価格転嫁の不承諾による、サプライチ・・・・ ・ 生出当者が取引先に対して追加分の発性において、書面を使わず、ロ頭のみで済ますこと(不適切な取扱い)により、後日支払いをしない、または一方的に減額するなどの問題が発生しやすい・・ ・ 中小規模のサブライヤーにおいて、同一労働・同一賃金に関する理解や対応ができていない ・ ①労働時間に見合った適正な賃金が支払われていない ・ ②外国人技能実習生へ支払われる賃金の実施が把握できていない ・ ③国際情勢・ウクライト問題による混乱の影響を受けた金融市場の混乱による労働者への支払い遅延や未払い ・ ④物価上昇に応じた賃金設定となっておらず、生活賃金(適正な生活水準の維持に必要な賃金)が支払われていない ・ ⑤下請業者・取引先に適正な対価を支払わず、結果として下請・取引先において適正な生活賃金が支払われない			レレ		レレ		ν	
事業/ プライ -ェーン		採用・従業時	・地域時期によって主なハラスメントの事例は異なり(例:特定民族や性的マイノリティの差別、パワハラ)、グローバルで従業時における差別の模蔵に適切に取り組めていない懸念・教育・屠参が不十分なことにより、本人の望まないアウティングが起こり、人権侵害に繋がる懸念・障がい者の日本語を理解できない外国人労働者の労働環境の整備が追いつかないことで人権問題に繋がる懸念・	レ	V	レ	V	レ	V	V	
		整理解雇、解職	・配置転換が困難な外国人技能実習生や派遣社員などの就労において、客観的に妥当な基準を明示せず病気・妊娠等が判断要素となる恐れ、また十分なコミュニケーションに基づく実施がなされない懸念 ・事業部退上件い配置変更が困難な場合、予期せず雇用が失われる懸念 ・ライフステージの変化により動務地変更が困難となった場合の解雇懸念 ・事業環境の変化によりがリューチェーン上で特に脆弱な立場と考えられる雇用形態(非正規労働者、委託事業者など)において予期せず雇用が失われる懸念	∠ E	レ	レ	ン	レ	レ		
	児童労働	最低年齢/18歳未満 の若年労働者の雇用	・サプライチェーンが複雑化・グローバル化する中で、Tier2、3以降の調達先でリスクがあるが、把握しきれていない懸念 ・基準年齢の考えたについてローカル法と国際法の差があり、地域別に適切にフォロー出来ていない懸念 ・児童労働リスクが高い国で操業している場合、午齢確認等のなりすまし対策が不十分なことにより、若年者が労働に従事してしまう懸念 ① 途上国のサプライチェーン(下請作業等)において児童の就労、ブローカーによる児童の斡旋が行われているおそれ。 ② アジアの労働者が年齢を偽り採用に応募するおそれ ③ 夜間労働、危険作業に従事させてしまうおそれ ・ EV自動車の需要増加により、鉱物の調達ニーズが高まり、採掘現場で児童労働・強制労働のリスクが高まる懸念			レレ	$\nu$			レ	
		雇用にあたり保証金 や文書の提出を求め る搾取	・グローバルでの移民労働者の有無や実態、また外国人技能実習生の実態を網羅的に把握出来ていないことによるリスクや問題の見逃しの懸念 ・外国人技能実習制度の利用時、また実習生の採用時における人権DD不十分による不当な費用負担の押し付け等の発生の懸念 ・労働者の移動の自由を制限している懸念(寮の門限など)			レレ	レ			レ	
	強制労働	移動の制限	<ul> <li>・パスポート、年金手帳などの身分証明書原本を会社が保管し、移動の自由が制限される懸念</li> <li>・会社施設(寮など)において社会通念上逸脱する門限を設定し、移動の自由が制限される懸念</li> <li>・外国人技能実習生の預金通帳を預かることで、経済的な制限をかけ、移動の自由を奪っているケースが日本国内で起こっている</li> </ul>			レレ	レレ				
		強制的な残業	・リソースを考えない受注により強制的な残業を強要する(または自発的就労であっても結果的に残業となる)懸念	レ	レ	レレ	レ	レ	レ	レ	_
	結社の自由	人身売買 結社の自由と 団体交渉権	- グローバルでの移民労働者の有無や実態、外国人技能実習生の実態を網羅的に把握出来ていないことによるリスクや問題の見逃しの懸念 ・労使間交渉が正常でない場合がありうる懸念 ・従業員が企業の干渉を受けずに労働関連事項を議論できる手段が無い懸念 ・少数組合との交渉を拒否する企業変勢による労使紛争、人権問題発生の懸念 ・組合の選択の自由、組合への加盟・脱退の自由が確保されていない懸念	レ	レレ	レ	レ	レ	レ	レ	_
		国内法で認められて いない場合の措置	<ul> <li>・労使間交渉に積極的な活動をしたことにより、不当な解雇・不利益な対応をされる懸念</li> <li>・従業員が企業の干渉を受けずに労働関連事項を議論できる手段がない懸念</li> </ul>	レ	レ	レ	レ	レ	V	レ	-
	人権リスクの ライヤーとの	の高い国・地域のサプ	・自社の利益を優先した取引先選定による人権リスクの高い国・地域からの調達により、間接的に人権への負の影響の発生に加担する懸念 ・調達先への改善の働きかけをすることなく、人権リスクの高い国・地域からの調達をやめ、根本的問題解決を放棄する懸念 ・人権リスクの高い国・地域からの責任ある撤退を実施したことにより、現地従業員や周辺住民が社会インフラ・サービス・雇用を受けられな くなる懸念(具体事例:ミャンマーからの外資企業の撤退によって雇用喪失が大量に発生した)			レレ					

	20c 300°	資源	※化学会社として、環境負荷の低減と化学物質の適正管理に取り組んでいるが、以下を潜在的な人権課題として認識 ・納入先(顧客)による不適切な利用や廃棄による自然資本の破壊や汚染の懸念(例:海洋プラスチック・農業) ・ 汚染物質の流出や暴露などにより、 <u>広範囲</u> の地域の汚染・健康被害を引き起こす懸念 ・ 資源枯渇により周辺住民の生活・社会インフラの維持に影響を波ぼす懸念 ・ 資源枯渇により周辺住民の生活・社会インフラの維持に影響を皮ぼす懸念 ・ 化石資源から非化石資源への転換推進により、土地の強制収用といった先住民の権利侵害や、森林伐採などによる生物多様性への悪影響の恐れがある。具体例は以下の通り。  ①可含植物(トウモロコシ・大豆等)を資源として使用することによって、間接的に価格高騰・食料不足を引き起こす懸念 ②アプラヤシを原料とする生分解性プラやバイオマス燃料を使用することによって、調達元の環境破壊を助長する懸念 ・ 環境課題も人権課題の一部と捉えて取り組む意識の欠如 ・ 材料開発においてマテリアルズ・インフォマティクスを推進し、AI活用による効率化を進める中、人の視点の欠如による誤った運用や判断により、環境破壊や健康被害につながる懸念			レレ	レレ		レレ		レレ
コミュニティ	資源	環境	・工場建設などによる森林伐採、過剰摂取などによる生物多様性消失や水の枯渇のリスク・バイオプラスチックの誤ったイメージ (例:生分解性プラスチックであれば完全に自然に遭る) による海洋投棄の助長、資源循環を阻害する 懸念・自比生産のプラスチックが環境に残留することで、沿岸地域を生活圏にする人々の健康や生活を脅かす懸念・自比生産のプラスチックが環境に残留することで、沿岸地域を生活圏にする人々の健康や生活を脅かす懸念・リサイクルやリデュースの視点にとらわれて、リユースの視点が欠如することにより製造/再生時GHG排出が継続し気候変動の緩和阻害に関与することによる人権侵害の懸念・さいと謳うものの、ライフサイクル全体で見たときに環境負荷が高いものであった場合、結果環境汚染に関与することによる人権侵害の懸念			レレ			<b>ン</b> ン	ν	レレ
		生物多様性	・実験をするまでの段階で、劣悪な環境で飼育して動物の尊厳を損なう懸念 ・意識がある状態で動物実験をすることで、不要な苦痛を動物に与え、動物の尊厳を損ねる懸念 ・動物由来の原料を調達するにあたり、アニマルウェルフェアを担保出来ていない懸念 ・新規の農薬が想定外の生物に影響を与え、生物多様性に負の影響を与える懸念	$\nu$	レ	レレ	レレ		ン		
41.6.1	orlegion 1 co	賄賂と腐敗	<ul> <li>・賄賂が要求され、企業が支払いに応じることで、ライツホルダーに人権への負の影響や不利益をもたらす懸念(例: 違法建築が認められる、周辺住民が不当な条件で住環境の変更を余儀なくされたり、生活環境の悪化につながる懸念)</li> <li>・汚職に関与したことで課徴金納付命令や操業停止命令が下され、レビュテーション悪化といった影響も考えられ、結果として間接的に従業員の雇用に影響する懸念</li> </ul>			レレ	レレ	レレ		V	ν
社会と政府	政府との 関係	人権リスクの高い国 との関係	・以下により、間接的に人権への負の影響の発生と助長に加担する懸念 ①人権リスクが高い国での許認可等の取得および模案 ②人権リスクが高い国の国産企業からの調達(紛争鉱物・木材・ポリシリコンなど) ・例えば、中国のウイグル自治区内で生産されるポリシリコンの製造過程での人権侵害が問題視されているが、自社が使用する太陽光パネルの製品にその材料が含まれていないことの証明が難しい		レ	レレ	レロ	レレ	レ	ν	レ
救済			(1)事業に関連する幅広いステークホルダーに向けた苦情処理システムが構築・整備・周知されていないことによる、人権への負の影響が把握できない懸念・サブライチェーンにおいて、通常直接的なコミュニケーション接点のないTier 2以降の調達先の声を把握できていない懸念・苦情処理システムが形式的なものにとどまり、直接被害を受けている人の声を拾えていない懸念・内部通報者の保護ができていないことによる不当解雇などのリスク (2以下の人権に関わる事項がタイムリー/適切に行われていない懸念・各地域の言語、受付時間帯、法制度、文化等を考慮した上で、相談体制・窓口が設定されていない・活力・選手を表した上で、相談体制・窓口が設定されていない・活情処理メカニズムへのアクセス方法や、想定される対処方法および期間について事前に周知されていない・ボリューチェーンが可視化されていない・情報伝達が適切に行われず、人権尊重の観点からの適切な対応がなされない・対話、問い合わせ内容の開示などがされない(公益通報者保護法との考え方・運用整理)	レ	レ	レ	νI	レ	V	ν	レ

※重点リスクにおいてはダブルチェックで示す。

#### 3.4 食品・飲料業

3.4 食品・飲料業									
食品・飲料業において重要。	と考える人権調	題			リュ	-5	チェ	ーン	_
		リスク発生 エリア	具体的懸念事項	研究開発	調達	製造	物源	販売 3	肖 廃 乗
	労働時間	世界共通	・自社/製造委託先の製造工場(取引先)、物流のドライバー等、すべての業務において長時間労働が発生するおそれ。 季節もの等生産が集中する時期に、納期を守るために拘束的な労働が発生するおそれ。 ・季節もの等生産が集中する時期に、納期を守るために拘束的な労働が発生するおそれ。 ・仮需特需の影響で増産に迫られ過剰労働の発生、働き方変化でテレワークが増加したことにより労働 時間管理の問題発生のおそれ。 ・長時間労働により、従業員の家族に影響を及ぼす恐れ。 ・残業を前提とした人員配置により所定労働時間を慢性的に超過する恐れ。 ・感染症、戦争等の影響による人手不足の深刻化とそれに伴う従業員の労働時間の増加の懸念。 ・AI・自動化が進展し、失業率の増加や大幅な労働時間の削減等による収入の減少・貧困化が進むおそれ。 ・ 市齢化社会の進展等により労働者不足および個々の労働者の負担増加が進むおそれ。 ・ 世界的な感染症の大流行による人権侵害の恐れ(大幅な労働時間削減、賃金減少、失業、人員不足と個々の負担増大、出社せざるを得ない従業員の心理的負担増、リモート環境下でのコミュニケーション不全、心理的負担増、子育ての負担増等)。 ・産休・育休・介護休暇の人員補充ができず、他の従業員に負担が増えるおそれ。 ・ 工場で連続シフトが発生する(勤務間インターベルがとられていない)おそれ	V	$\nu$	レ	レ	レ	ν
		世界共通	・賃金水準が地域の生活水準に合わない ・出来高払い賃金制の下で正当な賃金が支払われない(パーム油などの農園、又は漁場) ・公正な取引がなされずに、労働者に適切な賃金が支払われない恐れがある。 ・外国人労働者の賃金が生活最低水準を満たしていない、または住居が整っていないなどのおそれがある。 ・労働時間に応じた賃金が確保されていない(各国における法令順守) ・世界的な感染症の大流行の影響で工場操業停止、ロックダウンなどで賃金が保証されない ・残業したにもかかわらず、時間のト限が設定され、残業代が払われないおそれ						
職場における	賃金	日本国内	・同一労働内容にも関わらず雇用形態によって賃金に差が生じている ・生活水準に満たない賃金になっている ・外国人労働者、技能実習生に不当な低賃金、雇止め、などの不利な扱いがなされる ・技能実習生の賃金が、母国で紛争に使用されるおそれ ・日本人でも派遣労働者に不当な低賃金、雇止め、などの不利な扱いがなされる ・予め定められていない不当な給与からの控除が発生するおそれ ・原材料価格の価格高騰を価格転嫁できないために賃金を上げられないおそれ ・外国人労働者:生産停止による失業、円安に伴う母国への実質的な送金額の目減り・日本での労働の 慰力低下 ・原材料の確保難によるサプライヤー間の競争激化。選ばれないサプライヤーにおける就労環境・賃金環境の悪化の可能性 ・外国人労働者の家賃徴収水準が都心部と地方で変わらないため都心部と地方の手取り額の差が大きい・原材料価格高騰から価格転嫁せざるを得ず、価格改定交渉、原材料置換え作業に業務負担、精神的ストレスが増える ・物価の高騰(一方で賃金は上がらない)による生活のひつ追 ・ジェンダーバイアスによる男女賃金格差のリスク ・外国人労働者が理解できる方法での労働条件明示ができていないおそれ	レ	V	レ	レ	レ	V
17.62	健康および安全	世界共通	・製品製造(原料調達含む)や研究開発過程の危険作業、農薬を含む化学物質取扱い、労災対応の不備や過重労働、政情不安等により治安が悪化している国・地域の赴任により、従業員/労働者の健康や安全が脅かされるおそれ(従業員=障碍がい者の視点も)・リスク低減のためにカラーバリアフリー(色使いの配慮)やドア開閉の方向、外国人労働者への言語表記、LGBTQに関連したトイレや更衣室への配慮、補助具などの活用で重筋作業への対応など様々な文化やダイバーシティへの対応が不十分なおそれ・物流拠点での労働上の負担が大きい(コンテナの荷下ろし、冷凍庫の作業など)、立場の弱い人にしわ寄せがいき、更に健康上の配慮が不足している可能性がある。・外国人労働者の医療機関の受診サポート、衣食住のサポート、メンタルヘルスのサポートが不十分・機場における感染予防が不十分・世界的な感染症の大流行の影響で親が子供を虐待やネグレクトにする恐れ・全ての従業員にしっかりと健康診断を受診させておらず、また結果に基づいた企業行動がない。(国内)在宅勤務制度とフリーアドレス化により、事業所移転し座席数を減らした結果、事業所内の業務スペースの確保が困難・リモートワーク特有の身体的負担の解消方法が個人にゆだねられている・(世界的な感染症の大流行COVID-19の影響)在宅勤務の増加(業務の進捗への支障、ストレス)や外出の制限によるコミュニケーションの減少によるメンタルヘルス不調、また、運動不足による体調不良など従業員の安全衛生の悪化・工場などテレワークのできない労働者の通勤や就業時の感染リスク(世界的な感染症の大流行時)・高年齢労働者の安全面健康面のリスク		V	レ	レ	レ	V
			・ (ILO中核基準に安全衛生が追加)企業の安全衛生に関する認識不足及び対応の遅れによる、従業員の健康・安全が脅かされるおそれ・ 夜間労働や短時間労働者、派遣社員への教育・研修機会不足による、健康・安全が脅かされるおそれ・ 原材料・エネルギーコスト高騰に因る、雇用者の適切な健康・安全管理が脅かされるおそれ・ 外国籍労働者が理解できる言語で避難経路、宿舎の最寄りの避難場所等の明示がされていないおそれ・ 事業所における避難訓練が十分になされていないおそれ(特に夜間労働や短時間労働者、派遣社員)・ ノロウイルス予防等の衛生管理に伴う喫食制限(生ガキ、二枚貝等)が権利の侵害に繋がるおそれ・ ハラスメント対策不足によるメンタル不調に陥るおそれ・ サブライヤーへの労働安全衛生の教育・支援ができていない結果、労災を発生させてしまうおそれ・ 帯宿舎使用開始後1回、半年ごとに1回の避難・消火訓練ができていない結果、被災時に甚大な影響が出てしまうおそれ・ (国内)産業医、衛生管理者等を活用しての外国人労働者に対する健康指導及び健康相談の実施ができていないことで症状予見が漏れたり体調悪化を助長してしまうおそれ						

	懲戒処分	世界共通	・ハラスメント行為者への処罰の実施遵守が不十分 ・法令や就業規則が社内に周知されず、適正な処罰の実施が不十分となる。	レ	レ	レ	レロ	レ
	採用時	世界共通	・国際基準で禁止されている懲戒処分としての減給をおこなっていることに対する国際的非難のおそれ ・人種、性別、宗教、地域、LGBTQ、SOGI、障がい、民族、信条、病歴(HIV等)、介護、不妊治療、 育児などにより採用の差別が起こるおそれ ・リクルートメント・フィーや外国語教育機関への支払いなど、送り出し機関への借金が実質的に債務 労働となっているリスクがある。またその背景に気が付かずに採用する国内の問題もある ・採用時に外国人労働者が理解できる言語での労働条件の提示が行われないことによる不適切な条件で の就労リスク ・アンコンシャスパイアスや認知不足などによるパイアス再生産への加担により差別を繰り返すおそれ ・AIによる採用判断、退職予測、内定辞退予測において不平等な扱いを受けるおそれ	レ	レ	V	レリ	ν
		世界共通	・労働者(外国人従業員、障がい者および臨時従業員を含む以下本項目で同じ)の安全教育の不徹底・不平等な扱いを受けるおそれ ・労働者が不安定な雇用形態を強いられるおそれ ・雇用形態による差別(研修の機会がなかったり会議に参加させないなど) ・ハラスメント(セクハラ/パワハラ/マタハラ/SOGIハラetc)取引先からの/取引先への/社内からの・障がい者への労働環境の整備不足 ・LGBTQ~配慮した設備不足(トイレや更衣室等)、当事者との対話の不足や周囲への理解促進不足・テレワーク増加による周りに見えないハラスメントの発生 ・AIによる配置換えで不平等な扱いを受けるおそれ ・世界的な感染症の大流行によるによる人権侵害の恐れ(感染者とその家族へのハラスメントや差別、ワクチン接種歴の有無による差別・プライバシーの侵害・業務への制限) ・海外拠点の従業員に人権尊重の教育研修ができておらず、結果的に差別を助長させてしまう可能性					
差別	従業時	日本国内	・多言語、多宗教に対応されたマニュアル、労働環境への配慮が必要であり、国籍や宗教などが異なることによる差別が発生するおそれ。 ・外国人技能実習生に対する、受け入れ企業の差別・ハラスメント・外国人技能実習生に対する、教育訓練の質/量の不足・工場内で国籍別に色が異なる作業/帽子を着用させる・お祈りの部屋やヒジャブ、各国の礼儀、喫食できる食材(豚肉、牛肉等)等に対する配慮の必要性・日本人による外国人労働者へのダイレクトコミュニケーションの不足(通訳者に依存しすぎている)・時間管理の考え方が統一できていない・男女の性別のみで区別して同部屋に住まわせることの是非・世界的な重傷化する可能性の高い感染症の大流行時のワクチン接種や過剰な予防対策の強要のおそれ・年少者への業務(雑務)負担・感染症等のパンデミックCOVID-19対策の個人差によるストレス・社内規程その他文書の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備ができておらず、必要な情報が伝えられていないおそれ・外国人労働者に対して日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援の実施ができておらず、日本語能力・生活力の向上が見られなくなってしまうおそれ・外国人労働者が地域社会における行事や活動に参加する機会の設定ができておらず、地域・近隣住民と疎遠になってしまうおそれ	Į.	V	レ	レ II	レ
			・外国人労働者が居住地域において安心して日常生活又は社会生活を営むために必要な支援の実施ができておらず、災害や事故等の不測事態が発生した際に取り残されてしまうおそれ ・日本人労働者と外国人労働者の多様性の理解の促進ができておらず、関係性の悪化が進んでしまうおそれ ・雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供ができておらず、日本の社会の中で 家族を孤立させてしまうおそれ	-				
	評価	世界共通	・人種、性別、宗教、地域、LGBTQ、SOGI、障がい、民族、信条、病歴(HIV等)、介護、不妊治療、育児などにより評価・処遇等で差別が発生するおそれ ・外国人労働者やその家族への生活への支援が十分ではないおそれ、地域社会での孤立を防ぐことが必要 ・ハイリスクの仕事を労働上立場の弱い人へ押しつけ ・従業員(技能実習生含む)への契約内容と処遇の相違がある ・従業員・取引先への自社製品の強制購入(ノルマ)により評価・取引に差をつける ・世界的な感染症の大流行による人権侵害の恐れ(需要の減少に伴い、非正規雇用など労働契約上弱い 立場の方の不当解雇、工場不稼働時の賃金未保証の発生) ・女性管理職が少ない、バリアフリー化が遅れている、障がい者の働き甲斐を損なっている可能性があ	レ	1.	レ	レコ	
	<b>処遇</b> 解雇	日本国内	る・外国人技能実習生への評価に応じた昇進昇給の適正な実施。コミュニケーション不足が孤立を生み、働きがいのある評価や処遇がなされていない。 ・年功序列型の評価により適切な評価がなされない ・新卒採用者と中途採用者での処遇に違いがある ・女性への制度拡充に伴う男性社員などへの配慮欠如 ・昇進試験を日本語で行うことを前提としている ・不当な評価・扱いをされる(成果の関わらず、個人の好き/嫌いで評価される) ・管理職の国籍的なダイバージェントの実現(女性だけでなく) ・原材料・エネルギーコスト高騰に因る、適切な評価・処遇体制の維持及び雇用環境が悪化するおそれ					
児童労働 (14歳以下)		海外	・最低就業可能年齢未満の児童労働が行われるおそれ、ID偽造の恐れ・児童が教育を受ける権利を喪失するおそれ・心身に被害を受けるおそれ・世界的な感染症の大流行での格差拡大による貧困者増加による児童労働の増加・特に発展途上国での上流サプライヤー(二次三次)での児童労働がないことの確認・家族経営の環境下における児童労働・(国内)CM撮影における子供タレントの深夜労働・非認証のパーム油原料を使用することによる、強制労働(児童労働)へ関与するおそれ	レ	レ	レ	レロ	V
18歳未満の若 年労働者の雇 用		海外	・夜間労働、危険労働への従事、ID偽造 ・18歳未満の危険労働として国内にもリスクがあり得ることの認識不足(ニュースになった顕在化した 事例も存在) ・小規模な農作物生産者において、家庭内労働として18歳未満の若年者が関わっていることもある。	レ	レ	レ	レロ	レ
強制労働		海外	・移民労働者に対する強制労働発生のおそれ ・ 不法入国者などが非人道的扱いを受けるおそれ ・ 農林水産調達過程での奴隷労働(水産作業現場での労働環境) ・ 取引先からの過度な要求により長時間の労働を強いられるおそれ ・ 段国語での労働契約書がないことにより、外国人労働者が理解できず、強制労働のおそれ ・ 特に発展途上国での上流サプライヤー(二次三次)での過重労働のおそれ ・ 労働者の身分証等を会社で管理することによる行動制限のおそれ ・ 労働者の身分証等を会社で管理することによる行動制限のおそれ ・ 供給網混乱によって、サステナブル認証品以外の原料を調達せざるをえない状況となり、強制労働が 疑われる原料を調達するおそれ		レ	レ	レロ	V
		日本国内	・技能実習生への搾取(パスポートを取り上げる等)、危険労働への従事など。 ・農林水産調達過程での奴隷労働(国内の畜産業農現場での労働環境) ・契約時に強制貯金の強要(使用者が通帳印鑑を保管) ・世界的な感染症の大流行で技能実習生が帰宅困難になるおそれ ・留学生への搾取、偽留学生の雇用(表向きは留学だが、実態は出稼ぎのために来日)、留学生の学費 や手数料を負担する代わりに登録・勤務を強要する派遣会社の存在 ・技能実習生において母国での送出機関・ブローカー等への手数料が高額となり、強制労働へ繋がるお それ					2

事業/ サプライ チェーン

結社の自由 と 団体交渉権	国内法で認め られていない 場合の措置		・組合が許されていない国において、あるいは認められつつも実体として適用されていない国において、(国際法に則った) 結社の自由と団体交渉権が確保されないおそれ ・法制度の弱い国の場合、結社の自由を認めて会社でも組合があっても、会社側の「脅迫」があり、実態としては組合が十分に機能しない。	レ	レ	レ	レ	レ		レ
	物口切相臣	日本国内	・外国人技能実習生に、結社の自由と団交権について十分な説明がなされていないおそれ ・外国人技能実習生に対して、労働組合への加入を制限/禁止する言動がなされているおそれ	-	レ	レ	レ			
			・バリューチェーンすべてで教済窓口としてのグリーバンス対応が必要。消費に関してもお客様相談窓口や印字への多言語、24時間対応などが必要となる。 ・内部通報システムのみではなく、外部へも開かれた苦情処理メカニズムの整備が必要である。 ・ホットラインへのアクセスが不十分であるおそれ(従業員が知らない、システムが使いにくい、解決されないなど) ・多言語対応ができたとしても、対応が面倒との理由などで、苦情・相談が無視されてしまう/後回しにされてしまうおそれ ・教済を必要としていない相談が多いために、解決が必要な苦情・相談が無視されてしまう/後回しにされてしまうおそれ ・手段ごとの相談方法及び主管部著についての社内外への周知がなされず、正当性が担保できていないおそれ ・多言語かつあらゆる手段で誰もが利用できる整備がなされず、利用可能性が担保できていないおそれ							
救済の窓口		世界共通	・救済窓口について「人権」に対する通報受付でもであることの明示がなされず、利用可能性が担保できていないおそれ ・報復防止措置の開示がなされず、利用可能性が担保できていないおそれ ・対応プロセス(エスカレーション含む)の開示がなされず、予測可能性が担保できていないおそれ ・第三者機関の活用がなされず、公平性が担保できていないおそれ ・苦情の件数や結果(是正プロセス含む)の開示がなされず、透明性が担保できていないおそれ ・国際規範等との適合性の開示がなされず、権利適合性が担保できていないおそれ	レ -	レ	レ	レ	V	レ	レ
			・苦情実績に対する分析・評価がなされず、持続的な学習源となっていないおそれ ・相談を受けた側(上司等)や加害者(加害可能性のある者含む)へのアプローチがなされず、持続的 な学習源となっていないおそれ ・ステークホルダーとの対話の状況の開示がなされず、エンゲージメントとの対話ができていないおそれ							
			・従業員への教育の不足、従業員の対応が不十分といったことにより、消費者にとって不快・不誠実な対応となるおそれ ・消費者への対応についての社内ガイドラインや教育等が不十分であることにより、問合せ対応窓口担当の従業員が、消費者からの過剰・不当な相談に対して長時間拘束される・精神的な負担を抱えるおそれ							
			・カスハラ対応への過剰な方針やマニュアル等により、消費者の発言する権利が侵害されるおそれ ・自社の従業員が協力会社の従業員等に対してハラスメントの加害者となるおそれ	_						
プライバシ- の保護	-	日本国内	・フードディフェンスのための監視カメラのデータ利用など、プライバシーの侵害リスクがある。 ・適切な個人情報の管理がされず、個人情報が漏洩するおそれ ・特に技能実習生の寮の同居の刺り当や監査等による寮の内見等による、プライバシーが十分に確保されないおそれ、また、認められている権利を知らないことによる不本意な同意による権利侵害 ・A 1、メタバースなどの技術革新に制度が追いつかず、プライバシーを侵害するおそれ ・人生を左右する人事データ、採用データをAI分析のみで運用するリスク ・外国人技能実習生の個人情報を複数(雇用主(人事管理者以外)、監理団体、送出機関等)が管理することによる流出リスクの高まり ・データガバナンスが整備されていない環境での個人情報等のビッグデータ解析により、恣意的に差別的な研究成果・マーケティングデータが作成・公開される。	V	レ	レ	レ	レ	レ	
			・原料調達先の大規模農業・漁業・林業により、コミュニティが生産高と漁獲高の減少に直面するおそれ ・現地住民・先住民の生活や伝統・現地生態系(大気汚染・土壌汚染・廃棄物やプラスチックごみによる汚染等)や水へのアクセスへ影響を与えるおそれ ・単一作物化(検金作物への転換)により、食の自給体制が喪失するおそれ ・環境負荷の高い製品開発および製品設計、物流、販売を行うことにより、資源を過剰に採取するおそ							
資源	天然資源の利用	世界共通	れ ・消費者が分別しにくい、リサイクルしにくい容器包装により、プラスチックごみの発生 ・廃プラ輸出による輸出先の環境汚染、住民の健康悪化 ・農作物の作付け増加ほか、サプライチェーン全体での水使用増加による水ストレス上昇のおそれ ・先進国で資源を集中的に購入し、食品ロス発生の一方で、グローバルサウス等での飢餓の発生 ・紛争地域における原材料調達が困難になり、原材料調達価格の上昇により製品価格が上昇、購入が困難になる ・需要伸長により生活者が意図せずプラスチックごみの増加に加担しているリスク ・畜産物(特に牛)の消費が増えることでのGHG排出が増え、環境への負の影響を及ぼすおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	<b>ν</b>
<b>2</b> =	気候変動	世界共通	・地球温暖化によって収穫量の減少、収穫できる作物の変更 ・気候変動による自然災害の発生によって生活圏への影響や雇用、及び社会的弱者に悪い影響を及ぼす おそれ ・渇水などによって事業停止となり雇用に影響する ・農地の拡大による気候変動への影響とそれに伴う自然災害の増加等、生活への影響 ・代替タンパク質食品としての大豆需要増に伴う農地拡大により、森林破壊が進む ・食料システムを構築しないことによる、食品ロスの削減の遅れ、貧困格差の助長	V	レ	レ	レ	レ	レ	V
	生物多様性アニマルウェルフェア	世界共通	・原料調達先の大規模農業・漁業・林業による、海洋・河川流域及び森林の生物多様性の毀損・生物多様性への配慮が十分でない特続可能な認証製品の購入を進めることによる、生物多様性の毀損・太陽光発電設備の大規模導入による森林伐採、景観の毀損・劣悪な飼育境により畜産動物が被害を被ることで、人間への健康被害の発生や労働者への精神的負荷の発生のおそれ	レ	レレレ	レレレ	レ			
地域社会へ <i>の</i> 影響		世界共通	・建設・操業・研究開発に伴う公害(騒音・振動・悪臭・廃棄物等)による地域社会ライフラインへの 負の影響 ・災害時の避難場所へのアクセスの侵害 ・値上げにより貧困のトリガーをひいてしまう ・飲料・食品工場の過剰な取水による地域社会の水アクセス権侵害 ・宗教上の禁忌(豚肉、牛肉等)に配慮しないことによる安定した食生活の侵害のおそれ ・紛争当事国の原材料を購入することにより現地の住民の人権侵害の恐れ ・競氏の生活支援が不十分、あるいは受け入れ側が難民を快く思わないことによる地域社会の不安定化 ・あるエリアでは常識的な広告表現が他地域では差別的に受け取られるおそれ(例:「美白」は日本で は価値訴求文言だが、黒人人種には差別的だと受け取られる可能性)	V	レ	レ	レ	レ	レ	レ
土地への アクセス コミュニティ	土地の 所有権	海外世界共通	・畑などの耕地、養殖池、工場・製造事業所、廃棄物処理場などを建設する際に、土地の囲い込みで発生する地域住民や先住民グループの権利が無視されるおそれ ・現地工場やプロジェクトの撤退、取引停止により、周辺地域の雇用が減少し、地域経済が衰退してしまうおそれ	レ	レレ	レレ	レ	レ	レ	レレ

	救済の窓口		世界共通	・従業時のみならず、労働者の家庭環境や家族の生活など、配慮やグリーバンス対応が必要。 ・工場等の事業所の近隣住民の苦情・相談が届かないおそれ ・ 上場波ンイ販工権(販売計刊)にあたり、そのためリン用地収得や計能可取得等の際に開始を要求され	レ	レ	レ	レル	- l	L
	社会・政府との関係	賄賂と腐敗	世界共通	・工物改工や販売権(販売計刊)にあたり、そのための用地取得や計談り取得寺の際に期始を要求される る ・ 金田牧羊の助長 細顕敏速が遅れて、また戸田宝子で		レ	レ	l	/	L
社会と政府	人権対応が遅 れている政府 や企業との関 係		世界共通	・送り出し機関と当該国政府との癒着による人身売買など人権侵害の発生 ・労働安全に関する法規制が整備されていない国への進出・操業・調達 ・現地法や習慣と国際基準にギャップがある国や地域で事業を行う際に人権侵害に加担するおそれ ・情報管理のコントロールの長けた国では、第三者機関の監査であっても当局の影響があり実態とかけ 離れている可能性がある。契約での縛りも意味をなさない可能性がある ・技能実習生の外貨が紛争に利用されている可能性		レ	レ	ı	/	
		適切な情報提供	世界共通	・不適切な表示(原材料・アレルゲン・アルコール含有量・その他優良誤認につながる等)により、消費者の健康被害・宗教上の問題を引き起こすおそれ・不適切なマーケティングによって消費者(特に未成年や高齢者)を誤った食行動に導くおそれ(特定成分の過剰摂取による健康被害の発生)・注意喚起を怠ったことによる健康被害の可能性、アルコール依存・ニコチン依存の誘発・理解できる言語表記がないために、日本国内の外国籍消費者の健康被害・宗教上の問題等を引き起こすおそれ・経営へのダメージを重視し、情報開示・提供を速やかにおこなわないことで、消費者の健康等を脅かすことに繋がるおそれ	レ	レ	レ	L	/ l	
	健康および 安全 費者課題	品質管理	世界共通	・品質管理(保管条件、衛生管理、工程管理、輸送管理等)や従業員の衛生教育訓練が十分でなく、消費者の健康を害するおそれ ・意図的な品質阻害への対策(フードディフェンス)が不十分 ・消費者にとって障がい者がわかりやすい表示や利用しやすい製品の開発が不十分であるおそれ ・ブロックチェーン技術を活用した食品トレーサビリティのオーブンブラットフォームにおいて、悪意のあるデータ改ざんが行われるおそれ	レ	レ	レ	ı ı	· 1	/
			日本国内	・過度な品質管理(欠品ゼロ等)によるフードロスの大量発生の可能性 ・容器など、業界規格が統一されていないことや日本の容器包装に対する要求の高さにより、コスト高 およびゴミが増加するおそれ	レ	レ	レ	レル	· l	/
消費者課題			責任ある廃棄	世界共通	・廃棄物(食品残渣や廃プラスチック等)を適切に処理せず、環境悪化を招く恐れ ・廃棄物処理作業での児童労働・強制労働の発生 ・消費者の認識不足によるフードロスの発生 ・賞味期限切れの食品が第3国に輸出され健康被害を与える可能性 ・包装資材でのバージンプラスチック使用継続(水平リサイクルができていない)により廃棄物問題が深刻化するおそれ ・飲食店におけるプラカップ等の使用に伴うプラスチック減少推進阻止	レ	レ	レ	V I	/ l
	差別	適切な情報提 供		<ul> <li>・不適当広告(TV、新聞、雑誌、インターネット、看板等)、キャンペーン(タイトル、景品の選定、対象者等)、商品パッケージ等によって差別を助長するようなおそれ</li> <li>・子どもの権利を侵害したりステレオタイプを植え付ける恐れ、バイアスの再生産・原料のトレーサビリティを確保していないことによるサプライチェーンでの人権侵害への加担、消費者の選択幅の制限</li> </ul>	レ	レ	レ	l	/ l	/
		適切な情報収 集	世界共通	・アンケート等のマーケティング情報収集に際して、人権に対する配慮が不足していることにより、マ イノリティに対して差別的な印象を与えてしまう	レ	レ	レ	l	/ L	/
	プライバシー 保護		世界共通	・消費者キャンペーン、通信販売、会員登録などで得た個人情報の漏えい・保管管理・情報加工管理・情報譲渡管理(委託先も考慮) ・A 1 などの技術革新に制度が追いつかず、プライバシーを侵害するおそれ・様々な場所で仕事ができるようになることでの、ネット環境やスキミング、デバイスの紛失等の情報漏洩のリスク・電子機器を廃棄する際に、残存データから個人情報が漏洩するリスク(検温カメラの画像等)				レル	· 1	/

# 3.5 製薬業

						リニ	<sub>L</sub> —	チュ	ニーン	1
製薬業にお	健康および。 懲戒処分 過度の監視 採用 差別 差別 差別 差別 整理解雇、 (注業時 整理解雇、 (お助雇用年の 18歳未満する。 業や雇用 強制労働 結社の自由と団体交 渉権 国内法で認	課題	具体的懸念事項	研究	開発	購買	生産	流通	販売	<b>廃</b>
		労働時間	・開発品の治験集中、新製品承認に伴う生産集中、パンデミック発生による増産、製品回収等より長時間労働が発生するおそれ ・過度な顧客対応により長時間労働が発生するおそれ ・各国/地域の労働法に基づく労務管理が不十分なことにより長時間労働が発生するおそれ	レ	レ	レ	レ	ン	レ	ν
		賃金	・賃金水準がその地域の生活水準に合わない ・各国/地域の労働法が遵守されず、時間外労働に対する適切な賃金が支払われないおそれ ・非正規労働者(外国人含む)、外国人技能実習生の不当な処遇(評価、低賃金等) ・同一労働同一賃金が実現されないおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
		雇用形態	・営業職や海外転勤者の単身赴任による子どもの成育や家族のメンタルヘルスへの影響	レ	レ	レ	レ	$\nu$	レ	
	職場における待遇	健康および安全	・研究開発や製造現場における危険な作業、動物・細胞・化合物もしくは医薬品の扱い、および労働安全衛生の不徹底(防具等の不備、不十分な教育等)において、従業員の健康や安全を損なうおそれ・SDSの不備により従業員、流通担当者の健康や安全を損なうおそれ・指示、標識などの記載が労働者に理解されず健康や安全を損なうおそれ・長時間労働、リモートワークの拡大、社会からの孤立等による健康被害(メンタルヘルスを含む)が発生するおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
		健康および安全	・医薬品の臨床開発段階で、受託臨床試験機関 (Contract Research Organization)の倫理観が希薄なため、被験者の健康と安全が十分に管理されていないおそれ。また、臨床データに不適切な関与が発生するおそれ		レ					
		懲戒処分	・企業による不当な懲戒処分が実行されるおそれ ・内部通報体制が構築されていないことによる、不当な取り扱いにより通報者の権利が損なわれるおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	V
		過度の監視	・従業員に対する過度の監視、就業状況の管理	abla	レ	レ	abla	$\nu$	レ	
		採用	・人種、出生地、国籍、性別、SOGI、年齢、信条、宗教、障がい、疾病の有無などに起因した差別が行われるおそれ ・AIによる特定の層のスクリーニングによって差別が発生するおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
事業/ サプライ チェーン	差別	従業時	・ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、SOGIハラ)が発生するおそれ ・人種、出生地、国籍、性別、SOGI、年齢、信条、宗教、障がい、疾病の有無、雇用形態の違いなどに起因 した差別待遇のおそれ ・ワクチン接種を強制されるおそれ ・不安定な雇用形態を強いられるおそれ ・社内制度(育児休暇、介護休暇、傷病休暇など)が正しく適用されないおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	ν
		整理解雇、解職	・人種、出生地、国籍、性別、SOGI、年齢、信条、宗教、障がい、疾病の有無などに起因した整理解雇が行われるおそれ ・雇用形態の違いにより不当な圧力を受けるおそれ	レ	レ	レ	レ	ン	レ	V
	児童労働	法的雇用年齢遵守と 18歳未満の若年労働 者に対する危険な作 業や雇用	・ILO基本条約に定める最低就労年齢未満の児童労働が行われるおそれ ・18歳未満の若年労働者を雇用することによる以下の問題が発生するおそれ - 教育の機会を奪う - 搾取 - 精神的・肉体的損傷を与える	レ	レ	レ	レ	レ	レ	ν
	強制労働	強制労働	・移民や難民、非正規労働者(外国人含む)、外国人技能実習生などの弱い立場を利用した強制的な労働をさせているおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	V
			・企業関係者からの報復や脅迫、嫌がらせによる労働組合や同様の組織への加入を阻害しているおそれ、および労使協議の機会が実質的に確保されていないおそれ	レ	レ	レ	$\nu$	レ	レ	レ
	渉権	国内法で認められて いない場合の措置	・労働組合や同様の組織が認められていない、あるいは認められつつも実態として適用されていない国 において、(国際法に則った) 結社の自由と団体交渉権が確保されないおそれ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	V
	個人情報	個人情報の管理	・パーソナル・ヘルス・レコード (遺伝情報も含む) などの個人情報が流出・不正利用され、個人が特定されたりプライバシーが侵害されるおそれ ・医療従事者、患者さん、従業員等の業務上知りえた個人情報が本人の許可を超えた範囲に流出、利活用するおそれ	レ	レ	レ	レ	ン	V	V
	解決方法の整備	解決方法の整備	・企業において人権DDなどに代表されるライツホルダーの権利を守る活動の推進体制構築の遅れや、ウォッシュなどによって、サプライチェーン上の人権課題への対処が不十分となり、権利の侵害を継続させてしまうおそれ			ν				2:

	資源	天然資源の利用	・医薬品開発に欠かせない天然化合物(薬草など)を求めることによる生物学的海賊行為(Bio-Piracy)のおそれ	レ	レ	レ	レ	レレ		レ
コミュニティ	医薬品の 環境影響	健康および安全	のあされ ・動物・細胞・医薬品・化学物質・廃棄プラスチックにより環境が汚染され、それにより <mark>地域</mark> 住民の <mark>が</mark> 健康に生活する権利を害するおそれ、およびその住民が食料とする動植物に汚染が広がるおそれ ・工場や現地工事サイトにおける水や土地の乱用	レ			レ	レ	L	レ
,	地域住民	居住権	・工場など新規建設に伴う強制的な立ち退き、住民の居住環境に関する権利の侵害 ・気候変動対策の遅れによる住民の居住環境に関する権利の侵害 ・工場、事業所等の防災対策不備による地域影響	レ	レ		レ	レレ		レ
	紛争リスクの高い地 域および紛争地域に おける事業	製品供給リスク	・不安定な社会情勢により、臨床試験が実施できなかったり、製品が供給できずに医薬品を必要とする立場の人々に製品が供給できないおそれ ・当該地域での紛争に間接的に加担するおそれ(製品・資金)	レ	レ	ン	レ	レレ	/ L	・レ
政府との	B左B女 1. 0年B4	認可権限者との 関係	・製造販売の許認可権者(中央政府、地方政府)に対しスムーズな承認を求めて違法行為を行うおそれ		レ		レ	レ		
<ul> <li>医環境 地域 紛抜おけ</li></ul>	賄賂と腐敗	医療関係者(研究者含む)との関係	・研究、処方、治験等のデータ改ざん、自社に有利な販促用データの作成を依頼するために違法行為を行うおそれ	レ	V	ン		L	/	
	人権に対する認識が低 い国との関係	公共政策との関係	・国・地域の公衆衛生施策への協力が、人権を軽視する当局のプロパガンダや政治的信条を持つ個人に利用されるおそれ ・政府の偽造医薬品対策が不十分なことによる、不適切な医療を受けるおそれ			abla	レ	レル	/ L	レ
	グリーバンス	患者・被治験者との関 係	・体制整備が不十分または未整備のため、適切な救済が行われないおそれ		レ				L	
ノクセス		従業員・サプライチェーン	・体制整備が不十分または未整備のため、適切な救済が行われないおそれ	レ	レ	$\nu$	レ	レレ	/	レ
			・偽造医薬品対策への不十分な取り組み				レ	レ	L	レ
			・乱用、誤用などによる健康被害発生のおそれ					レ	L	
			・副作用報告の遅延による健康被害発生のおそれ					l	ノレ	
			・製品不良、取り扱い時の事故による怪我(医師、看護師、薬剤師などを含む)						L	レ
			・事前の十分な説明なしに、患者さんに対して治験薬・治療薬が用いられるおそれ		レ			L	ノレ	
		健康および安全	・投薬による副作用や、誤った投薬により、患者さんへの健康被害発生のおそれ						L	
		是从40 & 0 <b></b>	・製品情報の誇大PRによる不適切な処方・治療を受けるおそれ				П	l	ノレ	
消费者			・ワクチン接種を強制されるおそれ、摂取しないことによる人権侵害のおそれ	レ	レ	レ	レ	レレ	ノレ	·レ
	患者さんとの関係		・AIによる誤った情報やデータに基づく結果を臨床試験などに用いた際の患者さんへの健康被害のおそれ	レ	ν		V	レレ	レ	
			・医薬品や医療サービスに対するリテラシーの欠如による、医療・医薬品に関する誤った知識・理解による不適切な使用や他者(医療従事者含む)への誹謗中傷が飛び交うおそれ					L	ノレ	· V
			・希少疾患に対する治療を受けられないおそれ	レ			ш		L	-
		脆弱な対象への配慮	・ <del>地域の過疎化、需給バランスの変化による</del> 国の経済状況(低所得国・高所得国)で医療・医薬品への アクセスのしやすさに差が生じ、 <del>の低下により、</del> 医薬品が適時適切に提供できなくなるおそれ		レ		レ	L	/ L	
			・言語の障壁により医薬品またはその情報にアクセスできないおそれ					L	レレ	レ
			・臨床試験を実施したにも関わらず、当該国でその薬が承認・販売されず患者さんに届かないおそれ				П	L	レレ	,
			・パンデミックによる地域社会での衛生状況の悪化・人命危機	レ	レ	$\nu$	レ	レル	ノレ	,
7 0 14	() rfm /fm* sl.	パンデミックへの	・パンデミックによる社会不安・治安悪化により、事業活動が阻害され、薬の供給ができなくなるおそれ				レ	レル	レレ	
ての他	公衆衛生	対応	・パンデミック発生時において、生産能力等の問題により、治療薬の供給が追いつかないおそれ				レ	レル	レレ	
C 27 IE			・不適切な抗菌薬使用により、既存の抗菌薬が効かない薬剤耐性(AMR: Antimicrobial Resistance) 菌の 感染症が増加し、公衆衛生の悪化・人命危機につながるおそれ						L	レ

## 3.6 運輸・物流業

**運輸・物流業に適合するバリューチェーン**※創:研究、開発 買:設備投資、船や車両、航空機や燃料の調達 売:プロモーション、販売営業

運:オペレーション(保管、物流、輸送) 捨:廃棄、リサイクル

運輸・物流業において重要と考え	る人権課題	具体的懸念事項	$\vdash$	リュ 買	_	_	ーン
労	働時間	※ 物流・運輸は労働集約型産業であり、機械化などがより進むと考えられる将来においても、人の手による労働から脱却し得ない業務を少なからず有する。 ・受注量により、長期的な雇用がなされず、従業員が不安定な雇用形態にさらされるおそれ ・繁忙期に、現場や協力会社において長時間労働や突発的な労働が発生するおそれ ・他国との協業により時差に伴う深夜・早朝業務により、長時間労働が発生するおそれ ・仏虫と的協業により時差に伴う深夜・早朝業務により、長時間労働が発生するおそれ ・公共性が高い事業であるがゆえに、災害発生時や国際紛争時に、予期せぬ深夜勤務や長時間労働、休日出勤が発生するおそれ ・現場において、労働時間の管理が行き届かないことにより、長時間労働が発生するおそれ ・船員やトラックドライバー、またサプライチェーン上など有資格者などの人員不足により、長時間労働が発生するおそれ ・自社以外の労働状況の把握が困難であることから、サプライチェーンより、長時間労働が発生するおそれ ・自本でのトラックの待機時間が長いことにより、長時間労働が発生するおそれ ・サプライチェーンマネジメントの一環とした監査や人権DDにより長時間労働が発生するおそれ	レ	レ	レ	レ	レ
		・管理職側へのタスクの骸寄せにより、長時間労働が発生するおそれ ・2024年問題、働き方改革においてトラックドライバーなど、労働時間制限に対応できないおそれ ・育休などの制度整備とは裏腹に実態が伴わず、人員が不足し、対応が間に合わず長時間労働が発生するおそれ ・船舶の運航において24時間稼働の現場では、早朝や夜間の入出港による長時間労働のおそれ ・極端な気候変動による需給の崩れや物流の混乱により、労働時間の超過や待機時間の増加など、雇用条件への影響が出るおそれ ・労働者及びその家族が生活するのに必要な水準より賃金が低くなるおそれ	_				
低 職場における 待遇	賃金	<ul> <li>通販市場の拡大などに伴い恒常的に労働時間が長大化し、単位時間当たりの賃金が低下するおそれ</li> <li>業績や需要が上がった場合、従業員の努力に見合った賃金が支給されていない、特別報酬等でのねぎらいがないことでモゲベーションが低下するおそれ</li> <li>物価上昇に対応した賃金が支給されず、モチベーションが低下するおそれ</li> <li>2024年問題、働き方改革によりトラックドライバーの労働時間が制限や増員によるコストの増加により、ドライバーが生活に必要な賃金が得られなくなるおそれ</li> <li>自社以外のサプライチェーン上で働く労働者の賃金が低下するおそれ</li> <li>雇用形態の違いにより、同一労働における賃金の公平性が保てないおそれ</li> <li>特定の国籍を有する社員だけが昇進の機会を与えられる等、キャリアへの国籍差別が生じるおそれ</li> <li>需要低迷により、賃金が低下するおそれ</li> <li>燃料転換や機械化による賃金低下や雇用機会喪失のおそれ</li> </ul>	レ	レ	レ	レ	レ
健健	康および 全	※物流・運輸業の現場には、重量物の積み下ろし・運搬、大型機械・車両の使用、列車や航空機、船舶に近接した作業など 危険を伴う業務が必ず存在する。 安全な状態を保つためには、日々の努力により危険を抑え込み続けることが必要である。 ・解散現場、運航船舶やターミナル、航空機や空港など、重機械や重量のある貨物を扱う現場において、労働災害が発生するおそれ。 ・屋外や低温倉庫等の不安定な労働環境において、社員の健康被害や労働災害が発生するおそれ。 ・国際紛争が発生している地域や海賊発生地域、ホルムズ海峡等地政学的リスクのある地域における、労働者の安全確保・公共性が高い事業であるがゆえに、災害発生時に、 <del>労働災害の人命に関わる</del> 2次被害が発生するおそれ・船内や航空機内など、閉鎖空間、少人数での勤務、指令系統に起因するパワーハラスメントにより、メンタルヘルスに不調をきたすおぞれ。 ・欠勤の社員を補うための休日出勤や長時間労働により、健康被害が発生するおそれ ・お客様からの営業妨害や暴力が発生するおそれ ・塩大な疾病の際に、航海中につき適切な処置が受けられないおそれ、及び負担増加の恐れ ・危険性の高い新燃料を扱うことにより従事者へ悪影響を及ぼすおそれ ・異常気象による屋外でのメンテナンスやタンク内での作業、上屋やハンドリング作業に対する負荷の増加	V	レ	レ	V	V
	用環境・ 件	※人口減少に伴う人材の不足を見込み、近年、契約・派遣社員やシニア社員、外国人社員、障がい者の雇用、契約社員の正社員化、時短勤務や在宅勤務の実施など、人材や雇用形態は多様化している。 ・多様な従業員(国籍、民族、宗教、性別、年齢、障がいの有無、性的自認等)が様々な形態の下で雇用されることにより、労働条件、研修・トレーニング、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ(ソフト面)・トラックドライバーや船内などで女性や多様な従業員に対する職場環境(多目的トイレ等)が整備されていないことにより、人権が侵害されるおそれ(ハード面)・障がい者雇用など、多様性(SOGI等)を認めない画一化した取り扱いがなされるおそれ・シニア労働者の雇用環境や処遇面(雇用延長・定年延長制度による)の悪化のおそれ・関係動的な環境での労働・生活により、プライバシーが侵害されるおそれ・職場における妊娠・出産・育児によるハラスメント(マタハラ・バタハラ)が起こるおそれ・職場における妊娠・出産・育児によるハラスメント(マタハラ・バタハラ)が起こるおそれ・順客だけではなく、社員、サプライチェーン上の個人情報が漏洩するおそれ・リモートワークが出来ない労働形態により時代に沿った選択ができないおそれ・船員は長期間乗船するため、留守の家族に対するケアが疎かになるおそれ・現場で働く方に対する教育提供のハードルが高いことによる教育機会の均等がとれないおそれ	u	レ	レ	V	, V
	用環境・ 件	(全般) ・雇用と処遇面において不当に取り扱われるおそれ ・言語や生活面のサポートが不足していることにより、外国人労働者が孤立するおそれ (国内) ・外国人技能実習生制度によって雇用された外国人が不当な扱いを受けるおそれ(海外) ・海外のサプライチェーン上における取引先において、児童労働や強制労働などの人権侵害が発生するおそれ ・正規雇用前の労働における賃金未払いのおそれ	レ	レ	レ	レ	· V
安サービスが	全	・閉鎖的な空間である特性であることや拘束時間が長いこと、席の移動ができないことにより、多様なお客様が利用するにあたり、健康被害や不要なストレスを与えるおそれ【航空】 ・閉鎖的な空間であること、密集度が高いこと、多様なお客様が乗車することによる健康被害、不要なストレスを与えるおそれ。また、性犯罪等の被害を受けるおそれ【鉄道】 ・閉鎖的な空間であることから、急患時の初期対応が遅れるおそれ ・危険性の高い新燃料を利用して航行することにより地域へ悪影響を及ぼすおそれ ・電雨などの悪天候による運航遅延で旅客が長時間閉じ込められるなどのリスク					
提供されるお客様・地域	ービス 報管理	・多様なお客様への対応が不足していることによる公共サービスの利用機会が損失するおそれ ・路線を存続することにより地域コミュニティが維持される一方で、路線廃止によりコミュニティの質の低下を促すおそれ ・紛争により回避ルートのための長時間化及び運賃があがり物価上昇に結びついてしまうおそれ ・乱獲した魚などが知らずにサプライチェーンの中におり、間接的に生物多様性や人権侵害に関与してしまうおそれ ・災害頻度の向上により建て替えなどを行い、地域への影響を及ぼすおそれ ・(従業員以外に)自社サプライチェーンにおいて健康と安全を脅かすおそれ、児童労働、強制労働を発生させるおそれ 【鉄道・バス】 ・物流の停滞が起きた際に、お客様が希望するサービスを受けられない(運びたいものを運べない)おそれ ・代替燃料などの研究の遅れにより、お客様の期待に沿えないおそれ ・お客様から預かる個人情報/プライバシーの漏洩のおそれ			レ	レ	

コミュニティ	資源	天然資源の 利用	※ 化石燃料のみならず、非従来型天然ガス資源や自然エネルギーによる発電など、エネルギーソースの多様化が進んでいる。 ・燃料油の調達先において、大気汚染、水質劣化などの環境汚染や生育地の破壊を引き起こすおそれ [買]・輸送ルートを通行する多くの輸送車両から排出されるガスにより、大気汚染が引き起こされるおそれ [運]・ ・	レ	レ	レ	V	V
		インフラの 利用	・進出先の道路や港湾、空港などを、自社の運行する車両や船舶、航空機によって破損するおそれ ・内陸国への輸送のためにトラックが港湾周辺国の道路に損傷を与えてしまうおそれ ・災害時におけるインフラのダメージによりサプライチェーンの物流を途絶えさせるおそれ ・災害時において道路や線路、駅施設、物流拠点などのインフラを早急に回復させ、地域の生活インフラを維持する取り組 み(正の影響) ・港湾労働者ストライキにより作業停止された貨物が顧客またはサプライチェーンへ影響するおそれ ・ドライバー不足や事故、道路・線路・港の整備不十分によりサプライチェーンへ影響するおそれ ・少子高齢化による利用者の減少により、路線が維持できなくなるおそれ【鉄道】 ・大型船の入港を可能にするためや新燃料供給のための設備の増設などの港の整備により、海、周辺地域の環境を変化させるおそれ	レ	レ	レ	レ	
	安全の提供		・事故やテロ行為、災害、感染症等により、お客様に限らず、一般市民やその他ステークホルダーの健康、安全に悪影響を 及ぼすおそれ ・海賊発生地域や地政学的リスクのある地域に派遣される各国海軍、または治安の悪い物流センターの警備のために一企業 として雇用した警備員が、 過剰な力を行使するおそれ ・乗船する武装警備員が、船員・乗船員、そして海賊に対して、過剰な力を行使するおそれ【海運業】 ・海軍や海賊が、漁民等の地域住民の権利を侵害するおそれ【海運業】 ・食品工場や食品倉庫で一般消費者に渡る食品・製品の中に異物混入するおそれ(フードディフェンス【食品倉庫・食品物流】)		レ	レ	レ	
社会と 政府	政府との関係		・Facilitation Paymentなどの、賄賂や腐敗にさらされるおそれ ・ルート開発や設備投資について政府や行政と交渉を行う際に、政府との癒着、賄賂(金銭・ポスト)や腐敗に関与するお それ ・人権侵害に繋がる政策誘導や国家思想により、企業が人権侵害に加担するおそれ ・戦争や紛争などの際に、徴用されることにより、企業が人権侵害に加担するおそれ	レ	レ	レ	レ	
	社会との 関係		・グリーンウォッシュやサステナビリティウォッシュにより正しい情報を受け取れない恐れ					
デジタライ ゼーション			・生成AIや顔認証システムなど、テクノロジーの進化 (AI、IoT等) により、現在想定されていないプライバシー/人権に関連する問題、サイバーテロ等が起こるおそれ ・IT格差が広がるおそれ (デジタル化の恩恵にあずかれる人と船上などそうでない人) ・輸送フロー上でのAI導入、IT化による人手不足・ヒューマンエラーの解消、また従業員削減のおそれ ・事故発生時の責任の所在が不明確なため、被害者への適切な対応がきないおそれ ・デジタル化による人員削減のため、緊急時に対応できる人員不足 (体制) が発生するおそれ ・本船機器のデジタル化により新たな労働の発生 (入力、メンテ)、効率化になっていない (新規)	レ	レ	レ	レ	レ
	不正取引、密輸	人身取引	・人身取引の被害者・臓器売買等に関わる者の輸送に関与するおそれ ・密航者を意図せず輸送するおそれ【海運業】 ・禁制品を運ぶおそれ ・紛争鉱物や強制労働の産品を知らずに運んでしまうおそれ ・強制労働の産品を社用品として使ってしまうおそれ		V	レ	レ	
その他	救済への アクセス		・人権課題全般が発生した場合に救済を受けられないおそれ ・二次、三次サプライヤーで働く従業員が救済にアクセスできないおそれ ・アクセスしたい人の心理的安全性(匿名性の選択、情報の機密性、無報復政策の有無等)が担保されていないため、アクセスできないおそれ ・サプライチェーン上において、救済窓口の設置がない、または浸透していないため、当事者がアクセスできないおそれ ・解決に時間がかかる課題に適切な救済をタイムリーに用意できないおそれ ・船上など通信環境に制限がある中で、救済にアクセスできないおそれ ・教済のためのノウハウがなく、十分に対応ができないおそれ	レ	レ	レ	レ	レ

## 3.7消費財業(化粧品と日用品)

消費財業にお	おいて重要と考える	人権課題	具体的懸念事項	711		チーケー・一次		更 廃 刊 棄
		労働時間	・(a)残業を織り込んだ生産計画や、現場で上流の計画の遅れを吸収するという事態により、(b)賃金水準が地域の生活水準に合わないことにより、(c)出来高払い賃金制により、あるいは(d)不良品・手直し品の大量発生など工場側の理由によって長時間労働が発生するおそれ・過度な顧客対応や、曖昧な目標設定による工数の肥大化により、長時間労働が発生するおそれ・過度な顧客対応や、曖昧な目標設定による工数の肥大化により、長時間労働が発生するおそれ・労務管理が不十分であったり、あるいは意図的に法で定められた休日が付与されなかったり、時間外労働の限度が守られていないおそれ・特にコロナ禍以降、在宅勤務の導入でマネジメントが十分に機能せず、時間外労働、最低限必要な休憩時間を担保できない状態が恒常化しているおそれ・特にコロナ福以降、では、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大		· レ	レレ	レ	V
自社従業員/ サブライ ヤー		賃金	・メーカー・小売り等からのコスト圧縮の圧力により、取引価格への転嫁が阻害され、主にサプライヤーで最低賃金や生活賃金が遵守されないおそれ ・国によっては、最低賃金の改定が頻繁にあり最低賃金が遵守されないおそれ ・法令遵守が不十分、あるいは労務管理の不備で時間外労働に対する適正な報酬が支払われないおそれ ・同一労働同一賃金が守られていなおそれ ・性差による賃金格差が起こるおそれ ・生産性に応じた公正な報酬が支払われないおそれ	レレ	レレレレ	レレ	V	ν
	職場における待遇	健康および安全	・防災訓練(BCP教育を含む)、救急処置訓練、有害化学物質の取扱を含め、安全衛生教育が徹底されないこと(入社時のみならず定期的な研修の不存在を含む)により労働者に危害が及ぶおそれ ・外国人や障がい者などの個性に応じた配慮(とりわけ外国人労働者においては、マニュアルの多言語化対応や、日本固有の季節柄の病気・地域柄の災害、言語・文化・考え方の違いといった点を踏まえた必要な注意喚起を含むが、これらに限らない)を欠くことにより危害が及ぶおそれ ・健康に有害な作業項境(騒音・叛政・照度・室温・換気・局所排気など)への対応がされず、健康被害が出るおそれ ・健康に有害な作業項境(騒音・放撃・室温・換気・局所排気など)への対応がされず、健康被害が出るおそれ ・妊産婦、若年層などに危険または有害な業務に就かせるおそれ ・建物の老朽化、違法建築、非常口、避難通路などが違法状態で、労働者に危害が及ぶおそれ ・ 独物の老朽化、違法建築、非常口、避難通路などが違法状態で、労働者に危害が及ぶおそれ ・ 外国人労働者の宿舎(社員寮等)が法律や世界的規範等に違反しており、身体的・精神的に厳しい住居環境になっているおそれ 【COVIT-19による新たな懸念事項】 ・リモートワークを強いられプライベートと仕事の境界線があいまいとなり長時間残業・過重労働につながり健康被害が出るおそれ ・ リモートワーク増加に伴うコミュニケーションの機会欠如に起因するメンタル不調 ・ 業務上、職場や店舗に通動しなければならず感染リスクに対するストレスや心理的ストレスが高まるおそれ ・ 管理側が現場に出向く機会が減り、現場の安全配慮チェックが疎かになるおそれ(避難訓練を怠る等) ・ トラブルがあったときに十分な情報共有がなされなかったり、会社のフォロー体制がないまま従事することで過度なス	レレ	ν ν <b>ν</b>	レレレ	レ	L
		ハラスメント	トレスがかかるおそれ  ・身体的、性的、精神的、また言葉による嫌がらせや虐待を受けるおそれ ・売上UPするための施策などにかける時間が重要視されており、ハラスメント抑止のための啓発に十分な時間を割かなくなるおそれ ・コロナ禍以降、管理側が現場に出向く機会が減り、ハラスメントの実態把握ができず対応が遅れるおそれ ・外国人労働者や外国人技能実習生およびその家族に向け、言語を含めて十分な説明が行われず孤立するおそれ ・ 日本人従業員が在留資格毎の違いを理解せずに、他従業員同様の仕事をおしつけてしまうおそれ ・ ハラスメントにおける相談窓口が機能せず、解決に導かれないおそれ ・ LGBTQ、宗教に配慮しない勤務形態や就業環境によりハラスメントと従業員が感じてしまう恐れ ・ 従業員を社外からのハラスメントより守れず人権侵害されるおそれ(カスタマーハラスメント)	VI	· レ	レレ	V	V
		懲戒処分・処遇変更	<ul> <li>・就業規則の内容が不適切なために不当な懲罰や取扱いをされるおそれ</li> <li>・外国人労働者や外国人技能実習生に向け、言語を含めて十分な説明が行われていないおそれ</li> <li>・外国人労働者に対して妊娠による不当解雇、不当帰国のおそれ(育休産休制度の未制度)</li> <li>・日本国内のみならず、海外のグループ会社において、不当な解雇等が行われる可能性</li> <li>・退職時に本来は会社都合のはずなのに、自己都合退職を推奨されるおそれ</li> </ul>	レレ	· レ	レレ	レ	V
	差別	研修、昇進、就業	・ジェンダー、年齢、人種、宗教、LGBTQ、障がいの有無、BLMなどの違いにより、労働環境や研修、昇進の機会において不平等な扱いを受ける可能性。 ・AI技術等を昇進や異動等の判断材料にする際に、用いるビッグデータ自体の属性の偏り(人種・ジェンダー・年齢等)によって判定結果に影響が生じ、当事者に不利益が生じるおそれ・合理的な理由なく自由な身だしなみ(服装・髪型等)を許容しないことにより自分らしく働くことができないおそれ		· レ	レレ	レ	L
	結社の自由	結社の自由、 団体交渉権	<ul><li>・労働組合の結成を拒まれる、団体交渉を正当な理由なく拒まれる、組合員に対する不利益な扱いや解雇されるおそれ</li><li>・ストライキを理由に解雇のおそれ</li></ul>	レレ	レ	レレ	レ	V
	苦情処理メカニズ ム	従業員向け通報窓口 の有効性	・苦情処理メカニズムが設置されていない、または設置されているが機能していないおそれ(通報者の保護や対象者範囲・通報を受け付ける内容の周知が足りず、通報窓口が形骸化するおそれ)・多言語に対応しておらず、脆弱なグループの人権侵害の申し出を把握できていないおそれ・LGBTQに関する対応の専門性が足らず、人権侵害を放置するおそれ/二次被害を引き起こすおそれ	レレ	レレ	レレ	V	V
	児童労働	最低年齢	・身分証明等が確認されないまま、または、偽造の身分証明に基づいて、最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ ・貧困により最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ ・原材料調達(プランテーション・採掘場等)において最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ ・派遣社員や委託先社員などを含めた労働者において児童労働が行われるおそれ	L	レレ	レ		V
	強制労働	強制的な残業、 人身売買、 外国人技能実習生	・暴力、暴力の脅威、金銭問題(斡旋業者への賄賂含む)、バスポート保管、その他の形の威嚇によって労働を強いられるおそれ ・労働契約(雇用契約)が文書で明示されず、労働者が合意していない労働条件で働かせられるおそれ ・外国人技能実習生を派遣する監理団体・送り出し機関へのチェック不行き届きにより、移民や難民、技能実習生などの弱い立場を利用した強制的な労働をさせているおそれ ・外国人技能実習生の法定以上の残業時間が常態化しており、強制労働とみなされてしまうおそれ(それに応じて、本人との定期的な面談の未実施など) ・ストレスチェックの多言語対応未整備/運用未実施により、精神面での疾患がでてしまうおそれ	L	/ l/	V		L
特にサプラ イヤー	アセスメント	サプライヤーにおけ る人権侵害	・十分な調査や影響力の行使を行わないことにより、二次サプライヤー、生産委託先など上流サプライヤーにおける人権 侵害を助長するおそれ ・社会的に立場の弱いグループである、サプライヤーの外国人社員、外国人技能実習生、実習実施者(実習生が働いている企業)への訪問ヒアリングによる実態把握が行われず、人権侵害が是正されないおそれ	L	レ	レ		V
	苦情処理メカニズム	サプライヤー向け通報窓口の有効性、エスカレーションプロセス、救済措置	・通報者の保護や対象者範囲・通報を受け付ける内容の周知が足りず、サブライヤー向け通報窓口が形骸化するおそれ。 (コンプライアンス違反、贈収賄、下請法違反だけでなく、生活賃金や結社の自由・教育の機会といった幅広い人権苦情 も受け付ける旨を明記し問い合わせ対象を広げる必要がある。対象者としてサブライヤーの工場で働いている協力会社社 員、請負会社社員が議でも使うことができるように範囲と周知を広げる必要がある。) ・多言語対応が行き届かず、当事者が孤立するおそれ ・エスカレーションプロセス、救済措置(法務・コンプライアンス部門による救済手続き)を決めておかず人権侵害が深 刻化するおそれ	L	· \	V		ν
1	相互情報管理体制		<ul><li>一次、二次以降のサプライヤーとの情報共有体制が不十分なことによる、サプライヤー従業員の人権課題の誘発を助長するおそれ</li></ul>	L	レ	レ		ν <sub>2</sub>

Internal

			made miles and a second of the														
	M&A	買収監査における人 権アセスメント	<ul><li>・買収監査の際にM&amp;A検討先企業の人権アセスメントが不十分なことによる、人権侵害が是正されないおそれ</li><li>・買収後に、アセスメントやルール、方針などを統一・浸透していく段階での被買収企業側社員への配慮欠如のおそれ</li></ul>	レ	レ	レル	V	レ	$\nu$								
	協業先・取引先	協業先・取引先にお ける人権侵害	・上流、下流に関わらず、取引先社内において人権課題が顕在化した場合に、人権侵害が是正されないおそれ	レ	レ	レル	V	レ	レ								
ビジネス パートナー など	物流委託先	労働環境	・製造者、販売者が上流に無理な納期などの依頼をすることにより、長時間労働・過重労働の慢性化を引き起こすおそれ・ビジネス慣行の改革を進めず、またEC比率の増加などビジネスモデルの転換に際してSCM機能を十分に勘案しないことによる、物流委託先従業員の長時間労働・過重労働の慢性化を引き起こすおそれ			l											
	就職応募者		・就職の応募者に対し人権侵害(学歴・性差・国籍差別・ハラスメント・個人情報漏えい)を及ぼすおそれ ・ジェンダー、年齢、人種、宗教、LGBTQ、障がいの有無、BLMなどに制限を加えた不平等な募集および採用をする可能 性 ・AI技術等を採用の判断材料に用いる際に、セットデータの属性(経歴・ジェンダー・年齢等)によって偏りがおき、当 事者に不利益が生じるおそれ	レ	レ	V I	レ	V	V								
		生活上の健康被害	・事業操業に伴う、大気汚染、化学物質の排出、排水などによる地域住民の健康に害を及ぼすおそれ	$\nu$	レ	レル	/	レ	レ								
	地域住民	生活拠点・時間の侵 害	<ul><li>・新規拠点等の建設などに伴う、先住民や地域社会コミュニティの土地権利の侵害など、影響を及ぼすおそれ</li><li>・事業操業に伴う、騒音・大気汚染・交通安全等における生活拠点への影響を与えるおそれ</li></ul>	レ	レ	レル		レ	レ								
		全般	<ul><li>・「経済のグリーン化」や各種自然環境課題への対応が進展せず、自然環境に対する負の影響が軽減されないことにより、次世代も含め、清浄で健康的かつ持続可能な環境への権利が損なわれるおそれ</li></ul>	ン	レ	νι	V	レレ	レレ								
		水ストレス	・大量の水の使用による渇水リスク ・工場用水の適切な処理を怠ることによる排水により、地域住民が十分な量の安全な水を利用できなくなるおそれ	レ	レ	レ		l	レ								
地球/社会	自然環境	気候変動	・大量のCO2を排出することや「電源責任」を果たさないことにより温暖化を抑制できず地球環境(すべてのステークホルダー)に悪影響を及ぼすおそれ	レ	レ	レル		レレ	レレ								
		陸上資源	・製品製造のため森林生態系の保全に悪影響を及ぼすおそれ     ・廃棄物を放置したり、適切な業者を使用しないために廃棄物を不法に投棄するおそれ	レ	レ	レル		レ	レ								
		海洋資源	・プラスチック製品製造のため海洋生態系の保全に悪影響を及ぼすおそれ ・工場等での排水処理が不十分な場合や有害物質流出による海洋への悪影響を及ぼすおそれ ※漁業従事者、観光業界、観光を生業としている国、生態系への影響(魚が取れなる可能性、生活への影響)	レ	レ	νl		レ	ν								
		賄賂と腐敗	・許認可取得等の際に賄賂を要求されるおそれ	V	レ	レル	レ	レ	レ								
	政府との関係	人権リスクが高い国 との関係	・人権リスクが高い国に接近することによる、人権侵害に加担するおそれ		レ	レル	V	レ	$\nu$								
			・商品の品質とその安全性を高め、消費者へ及ぼすリスクの軽減対応が不十分なおそれ	$\nu$	レ	レル	レ	レル	レレ								
			・正しい情報が伝わらないことにより、正しい使用方法が守られないことが、消費者に不利益が生じる恐れ	$\nu$			レ	レレ	レレ								
			・材料と商品のトレーサビリティー向上が不十分なことで、消費者に不利益が生じるおそれ	$\nu$	レ	レル	レ	レル	レレ								
		健康および安全	・安全性に関する注意点が十分に伝達されないことにより消費者の安全に危害を及ぼすおそれ				V	レレ	/								
			・衛生製品等へのアクセスが阻害されて消費者のQOLが低下するおそれ					l									
			・イノベーションを通じた消費者課題の解決が不十分なおそれ	レ				レレ	_								
		プライバシー	・お客様カルテやモニターのデータ、監視カメラ・電子購買やポイント制度の利用などの購買行動・クッキーに含まれる ブライバシー情報や配送先住所等の個人情報が漏洩・管理不正・加工・譲渡され不適切に利用されるおそれ ・各種シミュレーターや診断機器の活用など顔画像を含むブライバシー情報の取り扱いに関する規約・窓口などを、販売 者、製造者が明示しない、または難解な表現を使用することで、情報の取扱いに対して消費者が十分に理解を得ることが できず、消費者の誤解・不安・不利益が生じるおそれ ・販売者、製造者がマイケティング活動を優先するあまり、個人情報(WEBサイトの閲覧履歴や電子購買履歴のトラッキ ング、リコメンド機能など)を当事者の同意を得ないままで利用されてしまうおそれ	レ		ı	L	νı									
					l					個の尊重	・広告マーケティングや販売活動が、画一的な美やジェンダー、ジェネレーション等のステレオタイプを助長するおそれ・AI等の利用による消費者の誤認やステレオタイプを助長するようなアルゴリズム・情報提供が発生するおそれ	レ			ν	レル	/
消費者/ お客様	消費者との関係	子どもの健康・安全	・製品の使用や肌知識の情報提供において、使い方や品質などの十分な情報を提供しないことにより、子どもの権利が侵害されたり、健全な発達を阻害、あるいは安全や健康を脅かす可能性・・子どもの成長特性に即したニーズに対応する商品への平等なアクセスが確保されないおそれ・倫理的なマーケティング方針の不存在による子どもへの対応が遅れるおそれ				V	レレ	-								
		ハラスメント・差別	・広告マーケティングが差別ハラスメントを誘発しないかの事前確認をせずに人権侵害するおそれ ・広告マーケティングや販売活動が、差別やいじめを連想させ、それを容認または助長しているかのように印象づけるお それ ・ジェンダー、年齢、国籍、人種、宗教、LGBTQ、障がいの有無、BLMなどの違いにより、購買シーンや使用に当たり不 利益を被るおそれ ・商品訴求表現が、言葉による暴力として捉えられてしまうおそれ				レ	νl									
		サステナブルな社会	・プラスチックの製品や容器、包装の破棄による環境への影響のおそれ ・容器包装資材のバージンプラスチック使用量を抑制しないことにより、消費者に省プラスチック意識を提供せず、環境に対する負の影響を助長するおそれ ・販売者、製造者が消費者を巻き込んで環境意識を高める取り組みをしないことにより、環境への負の影響を助長するおそれ ・分別しやすい容器包装を提供しないことによる、消費者の廃棄意識を損ない、環境への負の影響を助長するおそれ	レ	レ	νl	レ	レル	· レ								
		モニタリング・アセ スメント	・広告マーケティングや従業員個人の発信による人権侵害を(SNSモニタリング等で)能動的に把握せず人権侵害が是正				V	レレ	_								
		ライフスタイル	・消費者が、それぞれの生活様式や価値観(宗教、CO2、アニマル、プラスチックなど)に応じた「選択」をできるようにするための判断材料を企業が提供しないことやグリーンウォッシュにあたる広告・ステルスマーケティングにより、消費者の意に反する「選択」のおそれや選択の自由を狭めるおそれ				V	レレ									

## 3.7 アパレル業

創:研究、開発、設計、デザイン 買:設備建設、調達(生地、副資材) **造:**生産、製造(縫製) **運:**保管、物流 売:販売、営業、小売

**使:**消費、利用、保守・メンテナンス、包装(ラッピング) **捨:**廃棄、リサイクル、廃プラ

アパレル美	業において重要	ひ考える人権課題	具体的懸念事項				運売		捨
		労働時間	・ 残業を織り込んだ生産計画や、縫製の現場で上流の計画の遅れを吸収するという事態により、賃金水準が地域の生活水準に合わないことにより、出来高払い賃金制により、あるいは不良品・手直し品の大量発生など工場側の理由によって長時間労働が発生するおそれ(自社工場または生産委託先の労働者)・勤務管理が不適切なために、法で定められた休日が付与されなかったり、時間外労働の限度が守られていないおそれ(自社の従業員または、自社工場または生産委託先の労働者)・技能実習生の勤務実態の把握ができていないため、労働基準違反が発生しているおそれ(日本)(国内縫製工場または、生産委託先の技能実習生)・技能実習生の勤務実態の把握ができていないため、労働基準違反が発生しているおそれ(日本)(国内縫製工場または、生産委託先の技能実習生)・技能実習生の助務実態の把握ができていないため、生活面での十分なサポートやケアができていない可能性、生活が孤立化しているおそれ(日本)(国内縫製工場または、生産委託先の技能実習生)実習生とのコミュニケーションに時間を要し、サポートが十分にできていない要素もある。・サービス残業、管理職の過重労働、みなし管理職の過重労働(日本)(自社の従業員)・ラレワークによる超過労働が発生しているおそれ(日本)(自社の従業員)・国の方針、政策変更(紛争、ロックダウン)等、外的要因による超過労働の発生のおそれ(自社工場または生産委託先の労働者)・現地法やグローバル法の理解が不十分なことにより、長時間労働を助長しているおそれ(自社工場または生産委託先の労働者)・現地法やグローバル法の理解が不十分なことにより、長時間労働を助長しているおそれ(自社工場または生産委託先の労働者)・3R活動など社会の要請に対立する外国人(中国、東南アジアなど)労働者が海外情勢(コロナによる影響等)の影響で帰国してしまい、人手不足による労働超過が発生するおそれ(自社の従業員または、生産委託先の労働者)	ν	ν	ν	レレ	· V	
	職場における 待遇	賃金	・バイヤーからのコスト圧縮により最低賃金(生活賃金)が遵守されないおそれ(海外自社工場または生産委託先の労働者)・国によっては、最低賃金の改定が頻繁にあり最低賃金が遵守されないおそれ(海外自社工場または生産委託先の労働者)・法令遵守が不十分、あるいは勤務管理の不備で時間外労働に対する適正な報酬が支払われないおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)・生産性に応じた公正な報酬(原料高騰、為替の影響等)が支払われないおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)・正規、非正規労働による同一労働同一賃金の問題(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)・エ規、非正規労働による同一労働同一賃金の問題(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)・インフレ等による社会情勢の変化で実質賃金が低下し、労働者の生活水準が保たれなくなるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)・男女の賃金金の状況が把握できておらず、格差が発生しているおそれ。女性の役員構成比が低い。女性の登用が積極的に為されていないなどの現実がある。(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)	レ	レ	レ	V L		
		健康および安全	・防災訓練、救急処置訓練、有害化学物質の取扱を含め、安全衛生教育(多言語対応含む)が徹底されないおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・外的要因により、安全衛生教育や健康診断が適切に実施されない状況が発生し、従業員への安全、健康リスクが高まるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・健康に有害な作業環境(騒音・振動・照度・室温・換気・局所排気など)への対応がされず、健康被害が出るおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・妊産婦、若年層などに危険または有害な業務に就かせるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・ 危険または有害な作業場で個人用防護用具(PPE)が支給されず、また、適切な教育、研修が実施されておらず、作業者に危害が及ぶおそれ(自社工場または生産委託先の労働者) ・ 危害が及ぶおそれ(自社工場または生産委託先の労働者) ・ 危険者のある機械や設備の点検がされず、また保護装置が不十分なために、作業員に危害が及ぶおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・ 建物の老朽化、違法建築、非常口、避難通路などが違法状態で、労働者に危害が及ぶおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・ 化学物質の保管が不適切なことによる、事故または健康被害が発生するおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・ アレワークができない生産業務従事者の感染への不安やストレスなどメンタルヘルスに不調をきたすおそれ(心の問題が生じるおそれ)(日本)(自社の従業員)	V	レ	レ	VI	· · ·	
事業/ サプライ チェーン			・個人情報瀰洩や、リモートワークの監視ツールなどの導入により、プライバシー侵害による心の問題が生じるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)  ・お客様との関係性や接点(接客やSNS対応など)において、心の問題(カスタマーハラスメント、誹謗中傷、ストーカー行為など)が発生するおそれ。または、十分な解決メカニズムが確立されていないおそれ。(自社従業員)  ・国の習慣、文化の違いの無理解による、双方でメンタルヘルス不調(ストレス)が発生するおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)  ・社会情勢の突然の変化により、長時間労働が増加し、メンタルヘルス不調が発生するおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)  ・労働安全基準(規制物質管理、労働環境など)において、社内基準や国内法がグローバル法(基準)に対応できていないおそれ・業務がランス、人員不足の不適切さによる業務過多による健康状態の悪影響  ・アニマルウェルフェアの取組がされず、酷い飼育環境の現場で働く労働者の心の健康を害するおそれ	レ	ν	レ	νı	· ·	
	差別	懲戒処分 採用時 就業時 多様性	・就業規則の内容が不適切なために不当な整罰や取扱いをされるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・非正規の従業員に対し、適切な説明をせず不当な契約を結ばされるおそれ(不当解雇等)(自社およびサプライチェーン上に おける非正規従業員)  ・国籍、人種、宗教、性別、年齢に制限を加えた不平等な募集・採用をする可能性(自社の従業員、自社工場または生産委託先 の労働者) ・性別(女性蔑視)、年齢、経験値(職種、キャリア)や勤続年数の違いにより、労働環境や研修(教育制度)、昇進の機会に おいて不平等な扱いを受ける、正当な評価をされない可能性(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・多様性(LGBTQ+,SOGIなど)を軽視したハラスメントや不平等な扱いを受ける可能性(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・障害、疾病、妊娠等による採用時における差別が生じるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)			レ	ν l		
	児童労働	最低年齢	・個人情報漏洩による、プライバシー侵害や採用時における差別が生じるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・Aiによる評価制度などの導入により、人権侵害が発生するおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・身分証明等が確認されないまま、または、偽造の身分証明に基づいて、最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ(自社工場または生産委託先の労働者) ・途上国のサプライチェーン (下請作業等) において児童の就労、プローカーによる児童の斡旋が行われているおそれ(自社工場または生産委託先の労働者) ・サプライヤーにコストダウンを強制することにより、児童労働、移民や弱い立場を利用した強制的な労働に加担しているおそ	レ	レ	レ	ν l	,	
	強制労働	強制的な残業人身売買	れ ・ 強制的な残業に従事させられているおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・ 労働契約(雇用契約)が文書で明示されず、労働者が合意していない労働条件で働かせられるおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・ 日本においては技能実習生の旅券・外国人登録証・在留カードの預け入れや、強制貯金により、自由な行動を制限するなど、深刻な労働法令な違反が発生しているおそれ(国内工場の技能実習生) ・ 海外においては移足や難民の弱い立場を利用した強制的な労働をさせているおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者)(特にTier 2以降の取引先に強制労働の実態が潜んでいる可能性) ・ 言語の問題や、アクセスがしてくい国、時差の問題等による、現地の労働環境の実態が確認できず、移民や女性など脆弱な労働者の強制労働や児童労働の問題が潜んでいるおそれ	レ	レ	レ	V		
	苦情処理 メカニズム	従業員向け通報窓口の 有効性	・苦情処理メカニズムが設置されていない、または設置されているが機能していないおそれ(通報者の保護や対象者範囲・通報を受け付ける内容の周知が足りず、通報窓口が形骸化するおそれ) ・苦情処理メカニズムの仕組みはあっても、運用のチェックが機能していない。 ・多言語やLGBTO+などに対応しておらず、 <u>施弱なゲループの</u> 人権侵害の申し出を把握できていないおそれ	レ	レ	レ	レル		
	結社の自由	結社の自由と 団体交渉権	・労働組合の結成を拒んだり、団体交渉を正当な理由なく拒んだり、組合員に対する不利益な扱いや解雇するおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・ストライキを理由に解雇のおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・労使協議や団体交渉の制度化や運営が十分になされていない(形骸化している)おそれ。また、団体交渉権は認められているが、実際には交渉が行われていないおそれ(特に海外生産工場)(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・現地従業員と日本人経営者とのコミュニケーションが十分に取られておらず、現地の慣習や文化を理解しないまま操業開始、または取引先を選定し、労働問題や労働争議に発展するおそれ	レ	レ	ν	V l		

	特にサプライ <sup>・</sup> 害	チェーンにおける人権侵	・繁忙期と閑散期の業務ギャップにより、繁忙期の増員体制を維持継続できず、人員削減や残業、休日労働を強いるおそれ ・ EC市場の拡大に伴い、物流量が増加し、現場の長時間労働につながるおそれ。(特に繁忙期) ・ ドラックの倉庫での待機時間や、積み下ろし作業等により、物流従事者へ長時間労働や突発的な労働を強いるおそれ ・ 2024年物流間題により、トラックドライバーの労働時間制限に伴う、物流関係者の労働負荷の増大が発生するおそれ ・ 実態把握や調査が十分に行われないまま、取引を開始または継続したり、無理な納期要求をすることでサプライヤー (二次以降の上流サプライヤー含む) や生産委託先における人権侵害(過重労働、短制労働、児童労働、女性差別) を助長するおそれ ・ 総争地域での取引は、国や軍事組織が利益を得る手段となりうる可能性があるため、軍事資金の流入に繋がり人権侵害に加担するおそれ ・ 政府や市民社会から指摘を受ける納入先(顧客企業)の製品やサービスを通じて、サプライチェーン全体の企業が人権侵害に加担するお それ	レ	ν	レ	レコ	V	
		気候変動	・生産工場や販売店舗における過剰な電力消費によるCO2排出の問題 ・責任を持たない(非計画による)大量生産、大量廃棄によるCO2排出の問題 ・熱中症などによる従業員の体調悪化のおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・気候変動の影響により、生産拠点の変更に伴う工場閉鎖などによる解雇のおそれ(自社の従業員、自社工場または生産委託先の労働者) ・サブライチェーンのCO2排出削減が進められないまま生産を委託し、温暖化を加速させるおそれ ・自社、またはサプライヤーの各生産工程のエネルギー使用量や再生エネルギー利用状況等の調査が十分にできおらず、環境負荷の大き ・材料や製品の発注を増やし、間接的に環境負荷を加速させているおそれ ・EC販売の拡大に伴い、物流によるCO2排出が増加し温暖化を加速させるおそれ	レ	レ	ν	レコ	レレ	レレ
		水ストレス	・皮なめし工場や染色工場、メッキ工場などで大量の水の使用や有害化学物質による河川の汚染により、周辺住民への健康被害や地域の環境に悪影響を及ぼすおそれ(周辺住民)	レ	レ	ν			
	環境、資源	WY 1. 6 Y	・原材料(綿花、牛、天然ゴム)生産時に大量の水の使用による水の枯渇、水質汚染につながるおそれ(周辺住民)	レ	レ			+	
コミュニ		生物多様性の保全	<ul> <li>・木製製品(紙資材)製造のため森林生態系の保全に悪影響を及ぼすおそれ(森林生態系で生活する原住民)</li> <li>・台繊素材製品洗濯時等により発生するマイクロブラスチックが海洋汚染につながるおそれ(全人類)</li> <li>・トレーサビリティが明確になっていないルートで調達された資材が、環境汚染、土壌汚染につながっているおそれ(オーガニックコットン、ウールなど)(周辺住民)</li> <li>・牛、羊、ヤギ等の飼育環境保全ができず、周辺地域の環境破壊につながっているおそれ</li> </ul>	レ	レ	レ	ν I	レレ	レ
ティ		自然資源の枯渇	<ul><li>・石油やガスなどの限度がある自然資源の枯渇</li><li>・資源の大量使用による、気候変動、異常気象を助長させてしまうおそれ</li></ul>	レ	レ	レ	レ	レレ	·   v
		廃棄物処理	- 無駄の多い製品設計により、生地裁断時に、裁断屑が大量発生し、限りある資源の枯渇につながるおそれ - 廃棄物を放置したり、適切な業者を使用しないために廃棄物を不法に投棄するおそれ - 廃棄物削減に取り組まないことで、環境に悪影響が出るおそれ - 自然に戻せない材料を使用することで、環境汚染を引き起こしているおそれ - 可燃性資材など、不必要な資材にまで生分解性プラを使用することで、リサイクルが機能しなくなるおそれ	レ	レ	レレ	レ I	レレ	- L
		・法令が整備されていない途上国で、現地法を遵守しているが、地域の環境だめ、トレーサビリティの管理不足により意図しない場所に商品が廃棄され、先任の墓場"の事例)	・綿花、パルプなど、原料調達国に住む住民の生活を脅かす(立ち退き、暴力など)おそれ ・法令が整備されていない途上国で、現地法を遵守しているが、地域の環境汚染、住民への健康被害を引き起こしているおそれ ・トレーサビリティの管理不足により意図しない場所に商品が廃棄され、先住民の健康や人権を侵害しているおそれ(ケニア"服の墓場"の事例) ・コストを削減するため、内地へ進出することにより、新たな先住民の生活をおびやかすおそれ	レ	レ	レ	レ		
	差別	多様性	・広告等の媒体を通じて、不適切な表現による差別(unconscious bias/LGBTQ+等)が発生するおそれ ・技能実習制度に対する過度なマイナスイメージにより、制度事体の存続が危ぶまれるおそれ(国内工場の技能実習生) ・広告宣伝やSNSを通じた販売活動を行う際、ステレオタイプのジェンダーバイアスを助長するおそれ(女性向け、男性向けに 特定のカラーを使用するなど)	レ	レ	レ	ν		
		啓発	<ul> <li>・リサイクルへの消費者意識を高めてもらうための取り組みが不十分なため、サーキュラーエコノミー(循環型素材など)の仕組みが構築できていない。</li> <li>・認証素材やサステナブル素材の正しい情報提供不足により、消費者に誤解を招き、消費者が意図した購買活動が妨げられるおそれ・グリーンウォッシュ表示をしてしまうことで、消費者に誤解を招き、エシカルな購買活動が妨げられるおそれ</li> </ul>	レ	レ	レ	V I	レレ	· レ
w # *	消費者との関	健康および安全	・商品の品質とその安全性を高め、消費者へ及ぼすリスク ・最終製品への有害物質含有による健康被害の発生 ・バッテリーウェアやウエアラブルディバイスの不具合 (発火事故等) による消費者への安全リスクの発生	レ	レ	レ	ν I	レレ	· レ
消費者	係	個人情報保護	・個人情報漏洩やALSNS等のテクノロジーによる、プライバシー侵害や差別が生じるおそれ ・ECサイトでダークバターンによる誘導を行っているおそれ (解約、返品がしにくい事例) ・ECサイトで、AI等の利用により、消費者の誤認やステレオタイプを助長するアルゴリズム、情報提供が発生するおそれ (ター ゲティング広告など、お薦めを押し付けられるおそれ)	レ	レ	レ	レ	レ	
		多様性への配慮	・多様化する消費者(LGBTQ+、国籍、宗教)への配慮が不十分であるおそれ ・企業や学校が指定する制服や学生服など、選択肢の無い服を着用することによりジェンダーバイアスを助長するおそれ(トランスジェンダーへの人権侵害につながる可能性など)	レ	レ	レ	レ	レレ	,